

# 全国書誌通信

No. 117

2004. 3. 15

国立国会図書館

## 国立国会図書館

### 「日本目録規則 1987年版 改訂2版」第13章適用細則

当館では、「日本目録規則 1987年版 改訂2版」によって逐次刊行物の書誌データを作成している。この度、その適用細則を定め、平成16年4月から適用することとしたので、以下にその概要を示すとともに、全文を掲載する。

#### 国立国会図書館「日本目録規則 1987年版 改訂2版」第13章適用細則

<概要>

#### 1. 適用範囲

この適用細則は、「日本目録規則 1987年 改訂2版」(以下NCRという)の「第I部 記述」のうち、「第13章 逐次刊行物」の部分扱う。

#### 2. 適用対象資料

和・洋の逐次刊行物のうち、印刷資料、録音資料、映像資料、点字資料、マイクロ資料を対象とする(逐次刊行物とする資料の範囲については、『全国書誌通信』No. 115: 2003. 5. 30「逐次刊行物として扱う資料の範囲変更について」を参照)。

逐次刊行物を原本とする複製物(マイクロ資料等を含む)も記述の対象とする。

逐次刊行物のうち、原則として次の3項目を満たすものを新聞扱いとする。

- (1) 大きさが36cm以上のもの。
- (2) 折っただけで綴じがないもの。
- (3) 表紙にも記事があり、表紙と本文が同一紙質のもの。

なお、逐次刊行の電子資料については、当面は「第9章 電子資料」の適用細則に基づくこととし、本適用細則の対象からは除外する(第9章適用細則については、『全国書誌通信』No. 107: 2000. 10. 1を参照)。

#### 目 次

国立国会図書館「日本目録規則 1987年版 改訂2版」第13章適用細則	1
地図資料の書誌データ	32
『雑誌記事索引』について	34
第4回書誌調整連絡会議報告	39
日本全国書誌・JAPAN/MARC 統計	44

### 3. 本則採用の原則

書誌データの標準化を推進するため、「NCR」の本則を採用することを原則とするが、別法を採用あるいは本則の文言を変更して使用している場合がある。記述の精粗は第2水準を原則とし、これに若干の書誌的事項（並列タイトル等）を加えることとする。

### 4. 記述の単位について

原則として逐次刊行資料を記述の単位とする。

#### 13.0 通則

この章では、逐次刊行物のうち、印刷資料、録音資料、映像資料、点字資料、マイクロ資料について規定する。

ただし、複製物（マイクロ資料等を含む）においては、原本が逐次刊行物であっても、記述対象全体が一時に刊行され、あるいは終期が予定されていて、逐次刊行物の定義にあてはまらないこともある。このような場合でも、記述の対象とする。

##### 13.0.1 記述の範囲

ある逐次刊行物を他の逐次刊行物から同定識別する第1の要素はタイトルである。しかし、同一タイトルの他の逐次刊行物から、あるいは異版から、当該逐次刊行物を同定識別するためには、資料種別、責任表示、版に関する事項、巻次・年月次に関する事項、出版・頒布等に関する事項、形態に関する事項、シリーズに関する事項、ISSN等も記録しておく必要がある。また、その逐次刊行物の付属資料なども記録することがある。

##### 13.0.2 記述の対象とその書誌レベル

**13.0.2.1 (記述の対象)** 原則として逐次刊行物、すなわち、同一の本タイトルを継承する終期を予定しない一連の刊行物の全体を記述の対象とする。

**13.0.2.1A** 逐次刊行物には、タイトルの変遷が存在する。

本タイトルに変更が生じた場合は、別途新しい書誌的記録を作成する。また、本タイトルが総称的な語の場合は、本タイトルの範囲に責任表示も含める。

**13.0.2.1B** 本タイトル（総称的な語のタイトルにおける責任表示を含む）の変化について、次の場合は変更があったものとみなす。

ア) 主要な語を他の語に変えたり、追加または削除したとき

イ) 語順に変化が生じたとき

ウ) イニシアルまたは頭字語が変わったとき

C. E. B. S. → E. B. S. など

エ) 言語が変わったとき

以下に該当する合併や分割等を伴わない本タイトルの変化については、新規に書誌的記録を作成しない。変化後の本タイトルを新タイトルとし、旧タイトルは原則として注記する。ただし、本タイトルの意味が変わる重要な変化と判断できるときは、下に該当する場合でも本タイトル変更とし、新たに書誌的記録を作成する。

ア) 助詞や接続詞が、ほかの助詞、接続詞に変化したり、追加または削除されたとき



事業の概要

事業概要

原子力発電所より排出される温排水調査の結果について

原子力発電所から排出される温排水調査の結果について

紙及パルプ

紙・パルプ 記号についてはク) 参照

イ) 例示を示す「等」や、資料一般に付される「誌」「書」「集」「報」「録」等の接尾語が、他の接尾語に変化したり、追加または削除されたとき

職員の給与に関する報告及び勧告

職員の給与等に関する報告及び勧告

会議報告書

会議報告集

ウ) 名称が列挙されている部分で、語句の順番が変化したり、語句が他の語句に変化したり、追加または削除されたとき

鳴門教育大学研究紀要. 芸術編, 生活・健康編, 自然科学編

鳴門教育大学研究紀要. 自然科学編, 芸術編, 生活・健康編

専修大学北海道短期大学紀要. 社会・人文科学編

専修大学北海道短期大学紀要. 人文・社会科学編

エ) 逐次刊行物の種別を示す語(要覧, レポート等)が類似の語に変化したり、追加または削除されたとき

いさはや市政概要

いさはや市政概況

リサイクルニュース

リサイクル news

原子力発電所周辺環境放射線監視調査結果

原子力発電所周辺環境放射線監視調査結果報告書

オ) 本タイトル中に含まれる編者や出版者等の同一団体の名称の表記が微細に変化したとき

相模原市図書館だより

相模原市立図書館だより

カ) 総称的な語の本タイトルで、責任表示に記録された団体名が次のように変化したとき

(1) 同一団体の名称の表記が微細に変化したとき

研究紀要

新宿区立新宿歴史博物館 編

研究紀要

新宿歴史博物館 編

(2) 団体名のうち団体名著者標目(『全国書誌通信』No. 105: 2000. 2. 29 参照)の変更を伴わない内部組織名のみが変化したとき

年報 名古屋大学大学院生命農学研究科生物情報制御専攻 編  
年報 名古屋大学大学院生命農学研究科生化学制御専攻 編

キ) 言語は変化せずに、他の文字種に変化したとき

母のくに  
ははのくに

広報たちかわ  
広報 Tachikawa

ク) 重要でない記号が変化したり、追加または削除されたとき

ケ) 本タイトルが欧文の場合、冠詞、前置詞、接続詞が変化したり、追加または削除されたとき

Physics reports of the Kumamoto University  
Physics reports of Kumamoto University

Annual report of the Public Archives of Canada  
Annual report / Public Archives Canada

コ) 本タイトルが欧文の場合、スペリング、句読法（コンマ、ピリオド等の打ち方）が変化したとき

Jernal antropologi dan sosiologi  
Jurnal antropologi dan sosiologi

サ) 本タイトルが欧文の場合、単語の語形が変化したとき（単数形から複数形の変化等）

Constructions neuves & anciennes  
Construction neuve & ancienne

シ) 本タイトルが欧文の場合、冠詞を除いて先頭から5番目までの語が同一で、6番目以降の語に変化、追加、削除があったとき。ただし、本タイトルの意味が変わったり、異なる主題を示すものとなったときは除く。

13.0.2.1C 資料種別が変更した場合は、別途新しい書誌的記録を作成する。

#### 13.0.2.2 (記録の書誌レベル)

逐次刊行物を記述の対象とするときは、逐次刊行単位を記述の本体とする書誌的記録を作成する。その記録は、逐次刊行単位、集合単位の順とする。集合単位はシリーズに関する事項として記録し、2以上の集合単位があるときは、書誌階層において上位レベルのものから順次記録する。

逐次刊行物は、原則として集合レベルの記録（集合単位を記述の本体とする書誌的記録）は作成しない。構成レベルについては本適用細則では規定しない。

継続的に合冊刊行される逐次刊行物については、それを構成するそれぞれの逐次刊行物を個々の逐次刊行単位として、書誌的記録を作成する。ただし個々の逐次刊行物に、タイトルと責任表示に関する事項、巻次・年月次に関する事項、出版に関する事項の表示がある場合に限る。

#### 13.0.3 記述の情報源



13.0.3.1 (記述の情報源) 記述の基盤は、入手したものの最新号とする。最新号以前の情報は、必要があるときは注記する。

記述のよりどころとする情報源は、次の優先順位とする。

ア) 印刷資料の逐次刊行物

(1) 和逐次刊行物—表紙または標題紙のあるもの

- ① 表紙, 標題紙, 奥付, 背
- ② 逐次刊行物の他の部分
- ③ その逐次刊行物以外の情報源

(注) 表紙には裏表紙も含む。標題紙にはタイトルと目次等からなるページも含む。

(2) 和逐次刊行物—表紙および標題紙のないもの

- ① 題字欄等
- ② 逐次刊行物の他の部分
- ③ その逐次刊行物以外の情報源

(3) 洋逐次刊行物 (ローマ字, キリル文字などを用いる欧米諸言語の資料)

- ① 標題紙
- ② 表紙, 見出し, 題字欄, エディトリアル・ページ, 奥付
- ③ 他の先行事項, 欄外タイトル
- ④ 逐次刊行物の他の部分
- ⑤ その逐次刊行物以外の情報源

イ) 印刷資料以外の逐次刊行物

(1) 録音資料

記述は、記述対象の録音資料に表示されている事項を、転記の原則によりそのまま記録する。記述のよりどころとすべき情報源は、次の優先順位による。

- ① レーベル (録音テープのカセット, カートリッジ, リールに直接印字されている情報を含む)

レーベルが複数ある場合 (ディスクのA面とB面など) は全体を一つの情報源として記録する。レーベルにタイトルがなく, 付属文字資料や容器にタイトルがある場合は付属文字資料や容器をレーベルと同等に扱う。この場合, 必要があれば情報源を注記する。

- ② 付属文字資料
- ③ 容器 (スリーブ (ジャケット), 箱など)
- ④ その資料以外の情報源

(2) 映像資料

記述は、記述対象の映像資料に表示されている事項を、転記の原則によりそのまま記録する。記述のよりどころとすべき情報源は、次の優先順位による。

- ① ラベル (カセット, カートリッジ, リールまたはマウント (個々のスライド・フィルムを保護し, 映写できるように窓を開けた台紙) に直接表示されている情報を含む)

- ② 付属資料
- ③ 容器 (箱, 缶など)
- ④ タイトルフレーム
- ⑤ その資料以外の情報源

(3) 点字資料

記述は、原則として、その点字資料に墨字で表示されている事項をそのまま記録する。

墨字による情報源がない場合には、点字を読解して書誌的事項を記録する。

記述のよりどころとすべき情報源は、印刷資料と同様とする。

(4) マイクロ資料

記述は、記述対象のマイクロ資料に表示されている事項を転記の原則によりそのまま記録する。記述のよりどころとすべき情報源は、次の優先順位による。

- ① タイトルフレーム
- ② ヘッダー
- ③ マイクロ資料の上記以外の部分（カセット、カートリッジを含む）
- ④ 付属資料，容器
- ⑤ そのマイクロ資料以外の情報源

13.0.3.1A 複製物は複製の対象とした原逐次刊行物ではなく、記述対象資料そのものを情報源とする。ただし、一部の書誌的事項については原逐次刊行物の情報を記録する。

13.0.3.2 (各書誌的事項の情報源) 各書誌的事項の情報源は、次のとおりとする。

ア) 印刷資料の逐次刊行物

(1) 和逐次刊行物

- ① タイトルと責任表示  
表紙または標題紙のあるもの：表紙，標題紙，奥付，背  
表紙および標題紙のないもの：題字欄
- ② 版……①に同じ
- ③ 巻次，年月次……その逐次刊行物から
- ④ 出版・頒布等……①に同じ
- ⑤ 形態……その逐次刊行物から
- ⑥ シリーズ……①に同じ
- ⑦ 注記……どこからでもよい
- ⑧ 標準番号……どこからでもよい

(2) 洋逐次刊行物

- ① タイトルと責任表示……標題紙または表紙，見出し，題字欄，エディトリアル・ページ，奥付
- ② 版……①に同じ
- ③ 巻次・年月次……その逐次刊行物から
- ④ 出版・頒布等……標題紙または表紙，見出し，題字欄，エディトリアル・ページ，奥付，他の前付
- ⑤ 形態……その逐次刊行物から
- ⑥ シリーズ……①に同じ
- ⑦ 注記……どこからでもよい
- ⑧ 標準番号……どこからでもよい

イ) 印刷資料以外の逐次刊行物

(1) 録音資料

- ① タイトルと責任表示……レーベル
- ② 版……レーベル，付属文字資料，容器
- ③ 巻次，年月次……その録音資料から
- ④ 出版・頒布等……②に同じ



- ⑤ 形態……その録音資料から
- ⑥ シリーズ……②に同じ
- ⑦ 注記……どこからでもよい
- ⑧ 標準番号……どこからでもよい

(2) 映像資料

- ① タイトルと責任表示……ラベル, 付属資料, 容器, タイトルフレーム
- ② 版……①に同じ
- ③ 巻次, 年月次……その映像資料から
- ④ 出版・頒布等……①に同じ
- ⑤ 形態……その映像資料から
- ⑥ シリーズ……①に同じ
- ⑦ 注記……どこからでもよい
- ⑧ 標準番号……どこからでもよい

(3) 点字資料 印刷資料と同様とする。

(4) マイクロ資料

- ① タイトルと責任表示……タイトルフレーム, ヘッダー
- ② 版……タイトルフレーム, ヘッダー, マイクロ資料のその他の部分, 付属資料, 容器
- ③ 巻次, 年月次……そのマイクロ資料から
- ④ 出版・頒布等……①に同じ
- ⑤ 形態……そのマイクロ資料から
- ⑥ シリーズ……②に同じ
- ⑦ 注記……どこからでもよい
- ⑧ 標準番号……どこからでもよい

13.0.3.2A 記述対象資料によるべき情報源がない場合は, 参考資料をはじめとして, 可能な限りの情報源を調査して, 必要な書誌的事項に関する情報を入手し, これを記録する。

13.0.3.2B 所定の情報源以外から得た書誌的事項は, 補記の事実を示すため角がっこに入れて記録する。必要があるときは, 注記等で情報の出典を示す。

13.0.4 記述すべき書誌的事項とその記録順序

記述すべき書誌的事項とその記録順序は, 次のとおりとする。

ア) タイトルと責任表示に関する事項

- (1) 本タイトル
- (2) 資料種別
- (3) 並列タイトル
- (4) タイトル関連情報
- (5) 責任表示

イ) 版に関する事項

- (1) 版表示

ウ) 巻次, 年月次に関する事項

- (1) 巻次
- (2) 年月次

エ) 出版・頒布等に関する事項

- (1) 出版地, 頒布地等

- (2) 出版者、頒布者等
- (3) 出版年、頒布年等
- (4) 製作項目(製作地、製作者、製作年)

オ) 形態に関する事項

- (1) 特定資料種別と資料の数量
- (2) その他の形態的細目
- (3) 大きさ
- (4) 付属資料

カ) シリーズに関する事項

- (1) 本シリーズ名
- (2) 並列シリーズ名
- (3) シリーズ名関連情報
- (4) シリーズの ISSN
- (5) シリーズ番号
- (6) 下位シリーズの書誌的事項

キ) 注記に関する事項

ク) 標準番号に関する事項

- (1) 標準番号
- (2) キイ・タイトル

**13.0.4.1 (2 言語以上の同一書誌的事項)** 同一書誌的事項が 2 言語(文字)以上で表示されている場合、原則として並列タイトルと並列シリーズ名およびそれらのタイトル関連情報のみを記録し、その他の書誌的事項は本タイトルまたは本文の言語と一致するもののみを記録する。

**13.0.5 記述の精粗**

記述の精粗は第 2 水準(標準の書誌的事項)を採用し、これらに若干の書誌的事項を加える。

**13.0.6 記録の方法**

**13.0.6.1 (転記の原則)** 逐次刊行物を記述するとき、次の書誌的事項は、原則として記述対象資料に表示されているままに記録する。ただし、特に別途規定されている場合を除く。

- ア) タイトルと責任表示に関する事項
- イ) 版に関する事項
- ウ) 出版・頒布等に関する事項
- エ) シリーズに関する事項

**13.0.6.1A** 洋逐次刊行物を記述する場合、タイトルと責任表示に関する事項以外は、所定の略語(「NCR」付録 2 参照)を使用する。また、次に示す略語は、言語にかかわらず、ローマ字を用いる言語による記述すべてに使用する。ローマ字以外の言語では、これらに相当する略語を用いる。

- et al. = ほか
- s. l. = 出版地不明
- s. n. = 出版者不明

**13.0.6.2 (目録用の言語・文字)** 形態に関する事項や注記に関する事項などにおいては、特に記述対象から転記する必要がある事項以外、原則として日本語によって記録する。

ただし、洋逐次刊行物を記述する場合、形態に関する事項や注記に関する事項などにおいては、目録用の言語として英語を用いる。



**13.0.6.3 (文字の転記)** 漢字は、原則として所定の情報源に使用されている字体で記録するが、「JIS X 0208:1990」の外字になる漢字については、別途基準（『全国書誌通信』No. 100：1997. 12. 10 参照）による。楷書以外の書体は楷書体に改める。かなはそのまま記録するが、変体がなは平がなに改める。中国簡化文字は「中国簡化文字表」（『大漢和辞典 修訂第2版』（大修館書店）付録）により対応する漢字に置き換え、注記において説明を加える。

【注記】タイトルは簡体字表記

文字コード表になく表示のとおり転記することが不可能なハングル、アラビア語等の文字は、日本語に置き換え角がっこに入れて記録し、注記において説明を加える。

【注記】タイトルはハングル表記

ローマ字、キリル文字等欧文文字も、原則としてそのまま記録するが、大文字および句読点の使用法は、当該言語の慣習に従う。また、文字の大小の表示は再現せず、全部同一の大きさの文字で記録する。

会社名・団体名やコンピュータ用語等のローマ字表記は固有名詞として扱い、登録され、一般に通用している表示のままに記録する。

**13.0.6.4 (数字の記録)** タイトルおよび責任表示に関する事項においては、ローマ数字を除き数字はそのままの形で転記する。ローマ数字は原則としてアラビア数字に置き換える。

その他の書誌的事項においては、数量とか順序などを示す数字はアラビア数字とする。ただし識別のために二様以上の数字を用いる必要があるときは、そのままの形を記録する。

**13.0.6.5 (再現不能の記号等の記録)** 記号等は原則としてそのまま記録する。ただし[ ]は推定の角がっこと紛らわしいため「 」に置き換える。

文字コード表になく、表示のとおり転記することが不可能な記号等は、説明的な語句に置き換え角がっこに入れる。さらに必要があるときは注記において説明を加える。また、飾りとみなした場合は省略もしくは簡潔な記号に置き換える。（記号の取扱については『全国書誌通信』No. 100：1997. 12. 10 参照）

**13.0.6.6 (誤記、誤植)** 書誌的事項の明らかな誤りは正しい形に訂正し、もとの形は必要があるときは注記する。

## 13.1 タイトルと責任表示に関する事項

### 13.1.0 通則

**13.1.0.1 (書誌的事項)** 記録すべき書誌的事項と、その記録順序は次のとおりとする。

- ア) 本タイトル
- イ) 資料種別
- ウ) 並列タイトル
- エ) タイトル関連情報
- オ) 責任表示

**13.1.0.3 (複製物)** 複製物の場合、原逐次刊行物ではなく複製物自体のタイトル、責任表示等を記録する。原逐次刊行物のタイトルが複製物のものと異なるときは、これを注記する。

### 13.1.1 本タイトル

**13.1.1.1 (本タイトルとするものの範囲)** 記述対象とする逐次刊行物全体を通じて共通する固有の名称が本タイトルである。本タイトルとするもののなかには次に示すようなものがある。

- ア) 総称的な語のみのもの
  - 研究報告
  - 紀要



Bulletin

イ) 団体名のみのも

日本学会

ウ) 数字や略語のみのも

A+U

2.4-D

(注) イニシアル又は頭字語を本タイトルとした場合、情報源にその展開された形も示されているときは、その展開された形をタイトル関連情報として記載する。

エ) 刊行頻度をふくむもの (13.1.1.1F イ) (3)参照)

月刊アドバタイジング

季刊人類学

13.1.1.1A 一つの逐次刊行物が、部または編に分かれて刊行されているときは、それぞれその共通するタイトルのあとに部編名を記録する。「別冊」「特集号」等の語(注1)や、「第2次」等の語(注2)についても、部編名に準じて記録する。

【本タイトル】農業技術研究所報告. A, 物理統計

【本タイトル】Foreign trade statistics for Africa. Ser. A, Direction of trade

(注1)「別冊」「特集号」等の語を付したものを本タイトルとする逐次刊行物は、固有の巻次をもつものだけに限り、別途書誌的記録を作成する。「別冊」「特集号」等の語を、部編名に準じて共通するタイトルに続けて記録するか、先行事項として記録するかは、逐次刊行物の表示によって判断する。判断に迷うときは部編名とする。

【本タイトル】海外商事法務. 別冊

【本タイトル】鹿児島大学南西地域研究資料センター報告. 特別号

【本タイトル】別冊アトリエ

(注2)すでに刊行の完結した逐次刊行物と同一のタイトルに、順序付けを表す「第2次」「第3期」などの語を付したものをタイトルとして新たに刊行が開始される場合は、部編名とし、別途書誌的記録を作成する。

【本タイトル】新思潮. 第3次

13.1.1.1B 部編名が共通するタイトルのもとに表示されず、独自のタイトルとしての形態をなしているときは、部編名を本タイトルとし、共通するタイトルをシリーズ名として記録する。

【本タイトル】社会科学ジャーナル 【本シリーズ名】国際基督教大学学報

【本タイトル】State of food and agriculture 【本シリーズ名】FAO agriculture series

13.1.1.1C 同一情報源に異なるタイトルの表示がある場合は、表示の大きなもの(表示の大きさが同等の場合は最初に表示されているもの)を本タイトルとして記録する。他のものは必要があれば、並列タイトルやタイトル関連情報等として記録するか、あるいは注記する。

ア) より顕著に表示されているという判断が、デザイン等により難しいときは、その他の情報源に多く表示されているもの、本文言語と一致するものを本タイトルとする。

イ) 装飾と判断できる場合は、タイトルとして採用しない。

ウ) ルビと判断できる場合は、ヨミに反映させ、タイトルとしては採用しない。

エ) 編者や発行者の意図したタイトルがわかる場合は、参考にする。(巻頭言、編集後記などから容易に判断できるときに限る。)

13.1.1.1D 表紙または標題紙のあるもので、表紙、標題紙、奥付、背に表示されている各タイトルが異なるときは、表紙、標題紙、奥付、背の優先順位に従って本タイトルを記録し、他の



タイトルは必要に応じて注記する。洋逐次刊行物においては、標題紙、表紙、見出し、題字欄、エディトリアル・ページ、奥付に表示された順序で記録する。

奥付、背等に、表紙、標題紙より詳しいタイトルが表示されていても、優先順位に従って本タイトルを記録する。

【本タイトル】年報. 成人検診編

(表紙のタイトル: 年報. 成人検診編)

奥付のタイトル: 大分県地域成人病検診センター年報)

13.1.1.1E 回次、年次等を含むタイトルは、その回次、年次等を除いたものを本タイトルとする。回次、年次等は、巻次、年月次の位置に記録する。

【本タイトル】地域アカデミー公開講座報告書

(情報源の表示: 地域アカデミー2003SPRING 公開講座報告書)

13.1.1.1F タイトル先行事項(本タイトルの上部または前方に表示されている事項。冠称、角書きを含む)は次のように扱う。

ア) 先行事項が本タイトルの一部とみなされるときは、全体を本タイトルとして記録する。本タイトルの一部とするかどうかはまぎらわしいときは、並列タイトルや他の情報源の表示を参考にして判断する。なお、先行事項が団体名である場合は、原則として本タイトルの一部とする。ただし、タイトルに当該団体名が含まれる場合は除く。

【本タイトル】要覧ちとせ (情報源の表示: 北海道千歳市 要覧ちとせ)

イ) タイトル先行事項が本タイトルの一部とはみなされず、別個の書誌的事項として判断されるときは、当該書誌的事項の書誌的順序に従って記録する。

(1) 異なる複数の本タイトルが存在する場合、本タイトルとしなかった方は、タイトル関連情報の位置に記録する。

【本タイトル】週刊まぐろかつおレポート【タイトル関連情報】MFN マリンフーズニュース

(情報源の表示: MFN マリンフーズニュース

週刊まぐろかつおレポート)

(2) シリーズタイトルは、シリーズタイトルの位置に記録する。

(3) 刊行頻度を示す語は、注記する。ただし、タイトルと一体となって表示されているときは、本タイトルの一部とする。「一体」かどうかは文字の大きさや形が同一であることにより判断する。判断に迷う場合は、本タイトルの一部としない。(13.1.1.1エ) 参照)

【本タイトル】週刊朝日 (情報源の表示: 週刊朝日)

13.1.1.2 (記録の方法) 所定の情報源に表示されているままに転記する。本タイトルの一部分が2行書き、または小さな文字で表示されていても、1行書きとし、全部同じ大きさの文字で記録する。

### 13.1.2 資料種別

13.1.2.0 (記録の目的) 当該記述対象資料の属する大まかな資料種別を、目録利用者に対して可能な限り記述の冒頭に近い記載位置で報知することを目的とする。

13.1.2.1 (種別) 逐次刊行物において、資料種別は次のものを用いる。洋逐次刊行物の場合は、英語を用いる。ただし、印刷資料の資料種別は記録しない。

ア) 録音資料 Sound recording

イ) 映像資料 Graphic

ウ) 点字資料 Braille

エ) マイクロ資料 Microform



13.1.2.1A 記述対象が、資料種別の異なる2以上の構成要素からなっているときは、主たる構成要素の資料種別のみを示す。

13.1.2.1B 複製物（原資料代替物を含む）の場合、原資料ではなく、当該複製物の資料種別を記録する。

13.1.2.2（記録の方法） 資料種別は本タイトルの直後に記録する。

東亜経済研究 [マイクロ資料]

### 13.1.3 並列タイトル

13.1.3.0（記録の目的） 複数言語の出版物が増加する傾向と書誌情報流通の国際化傾向に対応し、多元的な検索を可能とするため、並列タイトルを記録する。

13.1.3.1（並列タイトルとするものの範囲） 本タイトルとして選定するタイトルの別言語のタイトル（注1）、もしくは別の文字のタイトル（注2）で所定の情報源に表示されているもの。次にあげる場合に記録する。

ア) 本タイトルに対応する（注3）別言語もしくは別の文字のタイトルで、この言語および別の文字（またはその一方）の本文があるもの

イ) 本タイトルと別言語の原タイトル（翻訳書などの場合）で、別言語の本文はないが所定の情報源に表示されているもの

ウ) 本タイトルに対応する別言語もしくは別の文字のタイトルで、相当する言語の本文はないが、所定の情報源において本タイトルと同等に表示されているもの

（注1）漢字・平かな・カタカナを1字でも含むタイトルは日本語のタイトルとみなす。

【本タイトル】 RANDEC ニュース

【並列タイトル】 RANDEC news

（注2）日本語の文字（漢字・平かな・カタカナ）を含まないタイトルを本タイトルとする場合、日本語の文字のタイトルを並列タイトルとすることがある。

【本タイトル】 Ginza

【並列タイトル】 ギンザ

（注3）本タイトルと対応していることを並列タイトル採用の前提条件とする（部分的に対応している場合も含む）。

【本タイトル】 紀要

【並列タイトル】 Bulletin of Yamanashi Junior College of Nursing

13.1.3.2 別法（記録の方法） 並列タイトルは、本タイトルに続けて記録する（注）。並列タイトルのタイトル関連情報（13.1.4 参照）は、それのかかわる並列タイトルに続けて記録する。

（注）所定の情報源に本タイトルとは別言語のタイトルが複数ある場合は、顕著な順（同等の場合は表示の順）に、並列タイトルとして記録する。

【本タイトル】 国際文化研究

【並列タイトル (1)】 Intercultural studies

【並列タイトル (2)】 Etudes interculturelles

【並列タイトル (3)】 Internationale Kulturforschungen

ただし、その複数のタイトルが、同一言語の場合は、顕著なもの、最初に表示されているものを並列タイトルとし、他のものは並列タイトルのタイトル関連情報とする。

【本タイトル】 愛国学園大学人間文化研究紀要

【並列タイトル】 Human and cultural sciences

【並列タイトルのタイトル関連情報】 The Journal of Aikoku Gakuen University



#### 13.1.4 タイトル関連情報

13.1.4.0 (記録の目的) タイトル関連情報を記録することによって、タイトルを限定、説明、補完する。

13.1.4.1 (タイトル関連情報とするものの範囲) タイトル関連の情報。本タイトルに対するもの以外に、並列タイトルに対するものもある。情報源における表示の位置は、タイトルのあとに続くものが多いが、タイトルの上部や前方の位置に表示されていることもある。タイトル関連情報にはサブタイトルやタイトル先行事項を含む。

13.1.4.2 (記録の方法) タイトル関連情報は、それのかかわる本タイトル(並列タイトルがある場合は、並列タイトル)に続けて記録する。

#### 13.1.5 責任表示

13.1.5.0 (記録の目的) 著作の識別上、責任表示はタイトルとともに重要な役割を果たすので、著作の知的もしくは芸術的内容の創造、ないしは具現(演奏等を含む)に責任を有するか、寄与するところがある団体を、その識別・機能などに関連する語句とともに記録する。また、当該資料がその一部をなす、包括的な資料全体の知的ないしは芸術的内容等に責任を有するものの表示も、資料の識別上有用であるため記録することがある。

13.1.5.1 (責任表示とするものの範囲) 責任表示の範囲は、直接的な編者のほか、間接的な編者、訳者なども含む。また通常これらの責任表示における団体名には、その著作への関与のしかた、役割などを示す語句が付加されている。監修者が所定の情報源に表示されているときは、これを責任表示の範囲に含める。

(注) 著作権者は、文部科学省、文化庁等の著作物で、編著者表示の代わりに「著作権所有：文部科学省」等の表示がある場合は責任表示とし、[著]と記録する。

13.1.5.1A 個人編者は、原則として記録せず、注記する。

(注) 編集団体の単なる代表者にすぎない場合は、個人編者とはみなさない。

13.1.5.1B 2以上の団体が表示されている場合は次のようにする。

ア) 同一の役割を果たしているときは、その数にかかわらずこれら全体をひとつの責任表示とする。

イ) 編者と監修者のように、異なる役割を果たしているものがあるときは、その役割ごとに別個の責任表示とする。

13.1.5.1C 一つの責任表示に記録する団体名の数が3までのときはそのまま記録し、4以上のときは、主なものもしくは最初の名称一つを記録し、他は[ほか](外国語形は「et al.」)と補記して省略する。

13.1.5.2 (記録の方法) その逐次刊行物の編者等に、著作の種類を示す語(編等)を付したものを記録する。編集を意味する語(編集、編輯等)は「編」に、翻訳は「訳」と省略する。その他の語(編さん、責任編集、企画・編集、監訳等)は表示のままに記録する。

和逐次刊行物については、著作の種類を示す語が外国語のときは、当該語句を日本語に訳し、補記する。

edited by → [編] compiled by → [編纂]

洋逐次刊行物については、編者等に著作の種類を示す語(edited by 等)が付されているときは原則としてそれも含めて表示のとおり記録する。

13.1.5.2A 責任表示には、所定の情報源に表示されているもののうちもっとも適切な表示を選んで記録する。

ア) 編者等が、2言語以上で表示されているときは、本文の言語と一致するものを記録する。



本文が日本語のとき、編者等が、原語形とカナ形の両方で表示されているときは、カナ形を選択する。

イ) 編者等が、省略形(イニシアル等)と完全形等、複数の表示形で表示されているときは、より詳しい表示形を選択する。

13.1.5.2B 本タイトルまたはタイトル関連情報によってその編者等がわかるときでも、所定の情報源に責任表示があればそれを記録する。

13.1.5.2C 責任表示が2以上ある場合の記録順序は、原則として所定の情報源における表示順序とする。一つの情報源だけでは完全な形とならない場合は、他の情報源の表示から補って完全な形とする。この場合の記録の順序は、その逐次刊行物の成立過程からみてそれらの間に一定の順序があれば、その順による。たとえば、翻訳書の場合の原編者、訳者の順をいう。

13.1.5.2D 団体の名称が内部組織を含めて表示されているときは、情報源における表示のとおり課相当レベルまで記録する。

13.1.5.2E 情報源に表示されていない語句等を責任表示とした場合は、これを補記する。

本タイトルが総称的な語のタイトルであり、編者等の表示がなく、出版者が同時に編者等を兼ねていると判断できるときは、出版者を編者等として補記する。

【本タイトル】研究紀要 【責任表示】[中部学院大学総合研究センター][編]

【出版者】中部学院大学総合研究センター

情報源の表示に著作の種類を示す語句がないとき、またはタイトルと責任表示に記録した団体との関連を明らかにする必要があるときは、これを補記する。

【責任表示】横浜市歴史博物館[監修] 横浜市ふるさと歴史財団編  
(情報源に「横浜市歴史博物館」の表示あり)

13.1.5.2F 識別上必要でないとき、次のものは省略する。

ア) 団体名の冒頭に表示されている法人組織等を示す語

社団法人日本図書館協会 → 日本図書館協会  
株式会社東芝 → 東芝

イ) 創立の動機、主旨を示すもの

恩賜上野動物園 → 上野動物園

ウ) 地方公共団体の役所、役場の語

三鷹市役所 → 三鷹市

## 13.2 版に関する事項

### 13.2.0 通則

13.2.0.0A 版表示は、記述対象が他の版と重要な相違がある場合、当該資料における表示の有無にかかわらず、転記もしくは補記する。(出版・頒布等に関する事項で、異版が識別できるときは、特に版表示に補記する必要はない)

#### 13.2.1 版表示

13.2.1.0 (記録の目的) 記述対象逐次刊行物の属する版を明らかにするため、特定の版であることを示す。情報源上に表示がなくても、他の版と顕著な差があると認められた場合は、適切な語句などを補うことによって、特定の版であることを示す必要がある。

13.2.1.1 (版表示とするものの範囲) 版表示とは、一つの逐次刊行物と同じタイトル(別言語もしくは別の文字のタイトルを含む)を掲げる逐次刊行物のうち、原逐次刊行物と内容が同一で外装や刊行形式が異なるもの、原逐次刊行物と内容が同一で言語を異にして刊行されるもの、または原逐次刊行物の内容を一部変更して刊行されたものと原逐次刊行物との関係を示す語



句の表示である。

版表示には、次に例示する種類等がある。

- ア) 複製の表示 複製版, 縮刷版, Reprint ed., Reduced ed. など (注)
- イ) 言語版の表示 日本語版, English ed. English version など
- ウ) 特定の形態, 用途の表示 点字版, 大活字版, マイクロフィッシュ版 など
- エ) 特殊な編集方式の表示 累積版 など

(注) 単なる合冊は, 複製版や縮刷版とはみなさない。

地方版や, 特定対象の表示 (「ジュニア版」等) の場合は, 各版の内容が大幅に異なることが多いため, 原則として版表示とはせず, 部編扱いとする。こうした場合でも各版の内容がほぼ同一で, 部編扱いとする (= タイトルの一部とする) のが不適当な場合は, 版表示とする。

**13.2.1.1A (マイクロ資料の版表示)** 印刷原版, マスター等が同一であっても, 編集やフィルム特性等に異同があり特定の版として表示されているものは, 版として扱う。

**13.2.1.2 (記録の方法)** 情報源における表示のまま記録し, 補記した事項は角がっこに入れる。初版の表示は記録しない。

### 13.3 巻次, 年月次に関する事項

#### 13.3.0 通則

**13.3.0.0 (記述の意義)** 巻次, 年月次は, 逐次刊行物の刊行の状態を示すもので, タイトルおよび責任表示だけでなく, この記述によってそれぞれの逐次刊行物が同定識別されることがある。

**13.3.0.1 (書誌的事項)** 記録すべき書誌的事項と, その記録順序は次のとおりとする。

- ア) 巻次
- イ) 年月次

#### 13.3.0.2 (区切り記号法)

ア) 初号の巻次および年月次の後にハイフン (-) を置く。巻次に続く年月次は丸がっこに入れる。

初号の巻次 (初号の年月次)-終号の巻次 (終号の年月次)

イ) 複数の表示方式が使われている場合, 別方式の巻次, 年月次表示等の前にスペース, 等号, スペース (=) を置く。

初号の巻次 = 別方式の巻次 (初号の年月次)-

ウ) 新たな一連の巻次の前には, スペース, セミコロン, スペース (;) を置く。

初号の巻次 (初号の年月次)-終号の巻次 (終号の年月次); 新たな巻次 (新たな年月次)-

**13.3.0.3 (複製物)** 複製物の場合は, 原逐次刊行物の巻次, 年月次を記録する。複製物に別の巻次, 年月次があるときは, 必要に応じてこれを注記する。

#### 13.3.1 巻次, 年月次とするものの範囲

巻次, 年月次は, 初号 (本タイトルの変更があったもので巻号を継承する場合は, 変更された最初の号) と終号について記録する。ただし, 刊行中のものは初号についてのみ記録する。

【本タイトル】改造 【巻次, 年月次】1巻1号 (大正8年4月)-36巻2号 (昭和30年2月)

【本タイトル】世界 【巻次, 年月次】1号 (昭和21年1月)-

【本タイトル】日本獣医師会雑誌 【巻次, 年月次】4巻2号 (昭和26年2月)-

(継続前誌の日本獣医協会雑誌の巻次: 1巻1号-4巻1号)

**13.3.1.1 (初号に巻次, 年月次表示のないもの)** 初号に巻次, 年月次の表示のない場合は, そ



れに続く号の番号づけに基づいて巻次、年月次を補記する。

**13.3.1.2 (2以上の表示方式)** 2以上の巻次、年月次の表示方式がある場合は、表示されている順序で、巻レベルと号レベルまで記録する(注)。ただし、巻号と通号が併存するときは、通号を巻号と別方式として記録する。

【本タイトル】 鉾山 【巻次、年月次】 11巻1号 = 101号 (1958)-

(注) 「1巻1号1分冊」のように3階層の表示がある場合は、「1巻1号」まで記録し、「1分冊」は無視する。

巻号と通号が併存する場合以外で、2以上の巻次、年月次の表示方式があるときは、以下のものを優先して選択する。

ア) 当該逐次刊行物固有の巻次と、他の逐次刊行物と共有する巻次が併存する場合は、当該逐次刊行物固有の巻次。

【巻次、年月次】 No. 1-

(他誌と共有している「○巻○号通巻○号」という表示もあり)

イ) タイトルの変更があった逐次刊行物で、前誌から継承する巻次と、変更後に新たに付与された巻次が併存する場合は、変更後に新たに付与された巻次。

【巻次、年月次】 1号-

(継続前誌から継承する「○号」という表示もあり)

**13.3.1.2A** 同一の表示方式の巻次、年月次が、2言語(文字)以上で表示されている場合は、原則としてア)、イ)の順に優先して記録する。優先順位の同じ年月次が複数ある場合は、刊行頻度に合うものを選択する。

ア) 本文の言語(または文字)と一致するもの

イ) 表紙または標題紙に表示されているもの

**13.3.1.3 (巻次、年月次表示の変更)** 逐次刊行物が本タイトルを変更せず、新たな巻次、年月次の表示方式を始めた場合は、古い表示方式による初号と終号の表示を記録し、それに続けて新しい方式の表示を記録する。

【本タイトル】 世界経済評論 【巻次、年月次】 26号(昭和31年6月)-57号(昭和34年12月); 4巻1号(昭和35年1月)-

初号の次の号で巻次が変更になる場合も、原則として同様に記録する。

【巻次、年月次】 1号; 1巻2号-

[1巻]1号-としない(ただし巻次の変更が頻繁に行われる場合等はこの限りではない。)

巻次、年月次が後退したり、重複したり、飛躍する場合等、それまでの巻次と不連続になる場合も、同様に記録する。

【巻次、年月次】 v. 1 (1970)-v. 20 (1989); v. 1 (1990)-

【巻次、年月次】 1980-1990; 1990年度-

【巻次、年月次】 昭和54年度-昭和58年度; 昭和60年-

次のような場合は巻次表示を変更したとはみなさない。

ア) 巻次の呼称のみが変わる場合

【巻次、年月次】 1巻- (次号以降の情報源の表示: ○号)

イ) 他の逐次刊行物と巻次を共有しているために巻次が不連続となる場合

ウ) 逐次刊行物全体にかかわる「復刊」「第3次」などの表示が現れ、別途書誌的記録を作成する場合



エ) 年月次表示の変更 (巻次がある場合)

13.3.1.4 (所蔵巻号) 所蔵する巻号については所蔵事項に記録する。(13.10 参照)

### 13.3.2 記録の方法

巻次、年月次の順に、表紙、標題紙等に用いられている表示をそのまま記録する。

数字はアラビア数字とする。識別のために二様以上の数字が使用されている場合は、あいだにハイフン (-) を置いて識別する。

【巻次、年月次】1998-1 (1998年4月)-

(情報源の表示: 1998 I, 年を意味する表示が巻レベルにあたる例)

ローマ字ないしキリル文字の所定の略語がある語は略語化する。

巻次および年月次の表示があるときは、巻次を記録し、続けて年月次を丸がっこに入れて記録する。

【巻次、年月次】v. 1, no. 1 (1999年4月)-

年月次の表示がないときは記録しない。ただし新聞扱いとしたものは、年月次として発行日を記録する。

【巻次、年月次】1号 (1985年11月5日)- (情報源の表示: 1985.11.5 発行)

巻次がなく、年月次の表示のみがあるときは、年月次を丸がっこに入れずに記録する。

13.3.2A 以下に該当する場合は、巻次、年月次を補記する。

ア) 初号に巻次、年月次表示のないもの (13.3.1.1 参照)

イ) 初号に「創刊号」と表示されているとき

「創刊号」とあるときは、それに続く号の番号づけに基づいて巻次、年月次を補記する。次号以降の表示を参考にできないときは、「[1号]」と補記する。

【巻次、年月次】[1巻1号 = 1号]-

(情報源の表示: 創刊号, 1巻2号通巻2号, …)

ウ) 初号または終号の巻次、年月次が確認できないとき。

(1) 巻次、年月次が推定できるときは、推定した巻次、年月次を補記する。

(2) 巻次、年月次が推定できないとき

① 出版者等に問い合わせても初号または終号が不明のときは「[初号不明]」、「[終号不明]」と記録する。

② ①以外の場合で、巻次、年月次を推定できないときは「[ ]」と記録する。

巻次、年月次の表示方式が変更され、旧表示方式の終号と新表示方式の初号を記録する際、それらの巻次、年月次が確認できない場合も、上記(1)(2)と同様に記録する。

【巻次、年月次】1号-[ ] ; [ ]-15巻12号

ただし、初号も終号も不明で、旧表示方式の終号と新表示方式の初号も不明なときは、「[ ]-[ ]」とのみ記録する。

13.3.2B 次のものは省略する。

ア) 数字に冠した「第」の字

イ) 年月次に付される「号」(注)や、「現在」「末」「分」「実績」等の語句 (識別のために必要な場合は除く)

ウ) 表示位置を揃えるための「0」

(注) 巻次の表示がなく年月次のみを記録する場合は、そのまま記録する。

【巻次、年月次】2000年1月号-

13.3.2C 次のものは適切な形に改めて記録する (角がっこは不要)。

ア) 省略形は、その省略形が「NCR」付録2の略語表にないときは完全な形に改めて記録する。

昭60. 11 → 昭和60年11月 '85. 11 → 1985年11月  
2000 春 → 2000年春 1999 1号 → 1999年1号

(注) 欧文表示のとき(「Spring 2000」「1999 No. 1」等)はそのまま記録する。

イ) 年月次の表示で、年にあたる表示がないときは、年を補い、元号が省略されているときは元号を補う。

ウ) 巻レベル、号レベルを識別できないときは、ハイフン(-)を補う。

【巻次、年月次】1996-1- (情報源の表示: 9601, 9602・9612, 9701・)

エ) 「元年」、「水無月」等は数字による表現に置き換える。

平成元年水無月 → 平成1年6月

オ) 中国・旧満州暦および皇紀の元号表記は、西暦に置き換える。

大同1年 → 1932年  
康德1年 → 1934年  
中華民国1年 → 1912年  
皇紀2600年 → 1940年

13.3.2D 合併号のときは斜線(/)で、始めの号と終わりの号をつないで記録する。幅のある年月次も同様に記録する。

【巻次、年月次】5/6号(1990/1991)-

【巻次、年月次】1998年4月/1999年3月-

【巻次、年月次】No. 11(平成5年1月1/15日)-

【巻次、年月次】No. 4/6(Jan. 1990)-

【巻次、年月次】Sept./Oct. 1990-

13.3.2E 年月次が、数字以外の語句によるときは、次のようにする。

ア) 次号の呼称が容易に推定できる場合

「春」「夏」「秋」「冬」、「上旬」「中旬」「下旬」、「上半期」「下半期」、「1四半期」「2四半期」「3四半期」「4四半期」など、次号以降の年月次の呼称を容易に推定できる場合は、そのまま記録する。

イ) 次号の呼称が容易に推定できない場合

年月次が、数字以外の語句で、次号以降の呼称を容易に推定できないときは、記録しない。

【巻次、年月次】1号- (情報源の表示: 1号 1990年陽春)

(注) 巻次がなく、年月次を丸がっこにいれずに記録する場合は、原則として表示のとおり記録する。

【巻次、年月次】1999年盛夏-

13.3.2.1 (完結したものの巻次、年月次) 完結した逐次刊行物の場合は、初号の巻次、年月次と、終号の巻次、年月次とを、ハイフン(-)で結んで記録する。

終号が増刊号、特別号などの場合は次のように記録する。

【巻次、年月次】1号(1971年5月)-12号(1983年10月)、増刊号(1983年12月)

13.3.2.2 (刊行中のものの巻次、年月次) 刊行中の逐次刊行物の場合は、初号の巻次、年月次にハイフン(-)を付して記録する。

## 13.4 出版・頒布等に関する事項

### 13.4.0 通則



13.4.0.1 (書誌的事項) 記録すべき書誌的事項と、その記録順序は次のとおりとする。

- ア) 出版地, 頒布地等
- イ) 出版者, 頒布者等
- ウ) 出版年, 頒布年等
- エ) 製作項目 (製作地, 製作者, 製作年)

13.4.0.3 (複製物) 複製物の場合は、複製物自体の出版・頒布等に関する事項を記録するとともに、原逐次刊行物の出版・頒布等に関する事項を注記する。

#### 13.4.1 出版地, 頒布地等

13.4.1.1 (出版地, 頒布地等とするものの範囲) 所定の情報源において、出版者 (もしくは頒布者) 名と関連して表示されている地名 (市, 町, 村) のことで、2 以上の出版者名があるときは、顕著な出版者名 (もしくは最初の出版者名) と関連する地名である。情報源において、出版者の表示がなくても、その出版物の出版地 (もしくは頒布地) として示されていることがある。

13.4.1.1A 出版地の表示がないときは、頒布地を記録する。

13.4.1.1B 同一出版者に 2 以上の出版地があるときは、顕著なもの、最初のもの順で、一つの出版地を選定する。2 言語以上で表示されているときは、本タイトルまたは本文の言語と一致するものを記録する。

13.4.1.1C 出版者とそれに対応する出版地が 2 組以上表示されている場合は、顕著なもの、最初のもの順で、一つの組を選択して記録する。

13.4.1.1D 任意規定 頒布地を出版地、出版者に続けて記録する。

13.4.1.2 (記録の方法) 記述対象逐次刊行物に表示されている地名を記録する。言語によっては、地名が格変化していることがあるが、このような場合もそのままの形で記録する。

(注 1) 出版地名はあるがままに転記する。

Tokyo

Lugduni Batavorum

(注 2) 州名・国名は、省略形を用いることができる。

Toronto, Ont.

13.4.1.2A 識別上必要があるときは、市町村名等に国名、州名、都道府県名等を付記または補記する。日本の出版地は、出版者が所在している市町村名を記録する。ただし、識別上必要があるときは、都道府県名を付記する。町村名は識別上必要なので必ず付記する。ただし、同一県に同一町村があると判明したときは、郡名まで付記する。

(注) 市名の「市」は記録しない。東京特別区は「東京」とのみ記録する。

府中 (東京都)

府中 (広島県)

Tokyo

Oarai-machi, Ibaraki

Cambridge, Mass.

13.4.1.2B 出版地が逐次刊行物に表示されていないときは、調査もしくは推定による出版地を角がっこに入れて記録する。出版地不明のときで、頒布地も代替情報として記録できないときは、「[出版地不明]」(洋逐次刊行物の時は「[s. 1.]」) と補記する。

#### 13.4.2 出版者, 頒布者等

13.4.2.1 (出版者, 頒布者等とするものの範囲) 記述対象逐次刊行物の出版, 頒布, 公開, 発



行等について責任がある個人もしくは団体の名称、またはそれが識別できる表示。近代的な出版・流通制度が確立していない場合、出版関係の機能と物としての製作の機能が混在していることがあるが、このような場合は、これらの機能を果たしている個人または団体を含む。

13.4.2.1A 出版者の表示がないときは、頒布者を記録する。

13.4.2.1B 2以上の出版者の表示があるときは、顕著なもの、最初のもの順で一つを選択する。2言語以上の表示があるときは、本文の言語と一致するものを記録する。

出版者の表示が3までのときは、記録しなかった出版者を注記する。4以上のときは、出版者として選択しなかったもののうち、はじめの一つを注記し、後は「ほか」と省略する。

洋逐次刊行物の場合は、一つを選択して記録する。通常は注記も行わない。

13.4.2.1C 任意規定 出版者と頒布者双方の表示があるときは、頒布者を出版地、出版者に続けて記録する。ただし、出版者と同一の場合は記録しない。出版地、出版者、頒布地、頒布者の順とし、「発売」など、頒布者の果たしている役割を示す語句を丸がっこを用いて付記する。

13.4.2.2 (記録の方法) 出版者等は記述対象逐次刊行物に表示されている名称を記録する。ただし、出版者名に付されている法人組織を示す語や、内部組織のうち「課」レベル以下は省略する。「〇〇役所」「〇〇役場」の形の、「役所」「役場」の語は省略する。政令指定都市、官庁の場合で、次のように表示されているときは、上部団体名を補記する。ただし編集・発行の場合は、責任表示に補記をするので、出版者の補記は省略する。

兵庫区 [神戸市] 兵庫区 (注)

××局 [〇〇省] ××局

(注) 東京都特別区は、「東京都」を補記しない。

出版者等は、識別可能な範囲で簡潔な名称で記録することを原則とするので、タイトルや責任表示に名称の完全形があるときは、短縮形を用いることができる。出版者名および頒布者名は、それが国際的にも正確に理解され、識別されるものであれば短縮形で記載することができる。

13.4.2.2A 出版者と頒布者双方が逐次刊行物に表示されていないときは、会議等の主催者の表示があれば、主催者(ないし共催者)を出版者として推定、補記し、注記する。主催者の表示もなければ、調査または推定による出版者を補記する。調査・推定もできないときは、「[出版者不明]」(洋逐次刊行物の時は「[s. n.]」)と補記する。

13.4.2.2B 頒布地と頒布者等を、出版地と出版者の代替とする場合は、「発売」のように、その果たしている役割を示す語句を付記する。このような語句が頒布者名と一体になった形となっている場合は、そのままの形で記録する。記述対象逐次刊行物にこのような語句が表示されていないときは、簡潔な語句を( )に入れて記録する。

好文出版 (発売)

Distributed by Almqvist and Wiksell

### 13.4.3 出版年、頒布年等

13.4.3.1 (出版年、頒布年等とするものの範囲) 記述対象逐次刊行物に表示されている、当該逐次刊行物の出版、頒布、公開、発行等の年。最新の刷りの年ではなく、その出版物が属する版が最初に刊行された年とする。

13.4.3.1A 出版年の表示がないときは、頒布年を記録する。これらの表示がないときは著作権表示年を、その表示もないときは製作年を記録する。著作権表示年の前には著作権を示す「c」などの記号を付加する。

c1981-



**13.4.3.2 (記録の方法)** その逐次刊行物が完結している場合は、初号の出版年と終号の出版年  
をハイフン (-) で結んで記録する。刊行中の場合は初号の出版年にハイフン (-) を付して記  
録する。出版年は、西暦紀年で記録する。

出版年および著作権表示年の表示がないときは、本文等から推定し、補記する。

[1981]- 1981年の出版と推定

[199-]- 1990年代の出版と推定

#### 13.4.4. 製作項目 (製作地, 製作者, 製作年)

**13.4.4.1 (製作項目とするものの範囲)** 製作項目には、記述対象逐次刊行物が製作された土地  
の名称(製作地), その製作に責任を有する団体の名称, またはそれが識別できる表示(製作者),  
および製作された年代, 日付(製作年)がある。

**13.4.4.1A** 製作項目は、非刊行物の場合か、出版項目が不明で推定もできない場合に記録する。

**13.4.4.2 (記録の方法)** 非刊行物の場合には、製作地, 製作者, 製作年の順に記録し、製作者  
のあとに(製作)等の語を付記する。

**13.4.4.2A** 出版項目が不明の場合は、「[出版地不明]」「[出版者不明]」「[s. l.]」「[s. n.]」と  
補記し、出版年の位置に製作年を記録したあと、製作地, 製作者の順で記録する。

### 13.5 形態に関する事項

#### 13.5.0 通則

**13.5.0.0C** 本体と形態的に分離できる付属物, 製本されていない図版等も資料の管理上記録し  
ておく必要がある。

**13.5.0.1 (書誌的事項)** 記録すべき書誌的事項と、その記録順序は次のとおりとする。

ア) 特定資料種別と資料の数量

イ) その他の形態的細目

ウ) 大きさ

エ) 付属資料

#### 13.5.1 特定資料種別と資料の数量

**13.5.1.1 (記録するものの範囲)** 印刷資料, 点字資料の場合は、特定資料種別の名称は記録せ  
ず、冊数のみを記録する。印刷資料, 点字資料でない場合は、特定資料種別は以下のように定  
める。適切な用語がない場合は、別途用語を定めることとする。和逐次刊行物については日本  
語, 洋逐次刊行物については英語を用いる。

ア) 録音資料の特定資料種別の記録には、次の用語を使用する。

録音カセット                      Sound cassette

録音ディスク                      Sound disc

イ) 映像資料の特定資料種別の記録には、次の用語を使用する。

ビデオカセット                      Video cassette

ビデオディスク                      Video disc

ウ) マイクロ資料の特定資料種別の記録には、次の用語を使用する。

アパーチュアカード                      Aperture card

マイクロフィルム                      Microfilm

マイクロフィッシュ                      Microfiche

マイクロオパーク                      Microopaque

**13.5.1.2 (記録の方法)** 数量は、逐次刊行物が刊行されたときの原状の数量を記録する。

**13.5.1.2A** 記述対象が刊行中のときは数量は記録しない。刊行完結後に、容易に確認できる場



合は数量を記録する。洋逐次刊行物を記述する場合は、用語をそれに相当する英語形（略語化可能な場合は「NCR」付録2の略語表に従って略語化）とする。

ア) 録音資料の場合は、13.5.1.1に示す用語で、特定資料種別とその数量を記録する。数量は、アラビア数字で記録し、録音カセットには「巻」を、録音ディスクには「枚」を付ける。

イ) 映像資料の場合は、13.5.1.1に示す用語で、特定資料種別とその数量を記録する。数量は、アラビア数字で記録し、ビデオカセットには「巻」を、ビデオディスクには「枚」を付ける。

ウ) マイクロ資料の場合は、特定資料種別とその数量に「巻」「枚」等を付して記録する。数量は、アラビア数字で記録する。マイクロフィルムリール、マイクロフィルムカートリッジおよびマイクロフィルムカセットには「巻」を、アパーチュアカード、マイクロフィッシュおよびマイクロオペークには「枚」を付ける。フレームの数量が容易に確認できる場合は、その数量を付記する。

【特定資料種別と資料の数量】アパーチュアカード 25 枚

【特定資料種別と資料の数量】マイクロフィルムリール 1 巻

【特定資料種別と資料の数量】マイクロフィッシュ 3 枚

【特定資料種別と資料の数量】マイクロオペーク 10 枚

【特定資料種別と資料の数量】マイクロフィッシュ 1 枚 (120 フレーム)

【特定資料種別と資料の数量】Microfilm 10 reels

【特定資料種別と資料の数量】Microfiche 30 sheets

### 13.5.2 その他の形態的細目

印刷資料の場合は、その他の形態的細目は記録しない。マイクロ資料についてはマイクロ資料の極性(陽画または陰画)を記録する。

13.5.2A マイクロ資料が陰画の場合は、これを記録する。陽画のみのときは省略する。

マイクロフィッシュ 25 枚 : ネガ

### 13.5.3 大きさ

13.5.3.1 (大きさとするものの範囲) 記述対象逐次刊行物の寸法(縦、横の長さ)。

13.5.3.2 (記録の方法) 外形の縦の長さをセンチメートルの単位で、端数を切り上げて記録する。

13.5.3.2A 外形の縦の長さが10cm以下のものは、センチメートルの単位で小数点以下1桁まで記録する。

【大きさ】8.3cm

13.5.3.2B 縦長資料、横長資料は、縦、横の長さを「×」印で結んで記録する。

【大きさ】15×15cm (正方形)

【大きさ】15×20cm (横長資料)

【大きさ】30×12cm (縦長資料—縦が横の2倍以上)

13.5.3.2C 畳ものは、折りたたんだときの外形の縦、横の長さを付記する。

【大きさ】48×30cm (折りたたみ 24×15cm)

【大きさ】48×30cm (folded to 24×15cm) (洋逐次刊行物)

13.5.3.2D 録音資料の大きさは、再生装置に装着して用いるために、箱やスリーブ(ジャケット)などの容器の外形寸法ではなく、資料そのものの寸法をセンチメートルの単位で小数点1桁まで記録する。

13.5.3.2E 録音カセットは縦・横の長さを「×」印で結んで記録するが、標準規格のもの(10×6.4×1.2cmまたは7.3×5.4×1.05cm)は記録しない。



13.5.3.2D マイクロフィルムは、リールの直径およびフィルムの幅を記録する。リールが標準寸法（直径 7.5cm）のときは、直径の記録を省略できる。リールの直径は、センチメートルの単位で端数は切り上げて、フィルムの幅はミリメートルの単位で記録する。

【特定資料種別と資料の数量】 マイクロフィルムカートリッジ 1 巻【大きさ】 16mm

【特定資料種別と資料の数量】 マイクロフィルムリール 2 巻【大きさ】 13cm, 35mm

13.5.3.2E マイクロフィッシュおよびマイクロオペークは、縦、横の長さを「×」印で結び、ミリメートルの単位で記録する。

【特定資料種別と資料の数量】 マイクロフィッシュ 1 枚【大きさ】 105×148mm

13.5.3.2F アパーチュアカードは、台紙の縦、横の長さを「×」印で結び、センチメートルの単位で端数を切り上げて記録する。

【特定資料種別と資料の数量】 アパーチュアカード 10 枚【大きさ】 9×29cm

#### 13.5.4 付属資料

13.5.4.1 (付属資料とするものの範囲) 逐次刊行物と同時に刊行され、その逐次刊行物とともに利用するようになっている付属物。複合媒体資料の別個の部分も含む。ただし、常時逐次刊行物に付属していないものは、注記する。

13.5.4.2 (記録の方法) 形態に関する事項の最後に、当該付属資料の特性を示す資料種別や特定資料種別の名称を記録する。記述対象が刊行中のときは数量は記録せず、刊行完結後に容易に確認できる場合は数量を記録する。

【付属資料】 CD-ROM

【付属資料】 地図

#### 13.6 シリーズに関する事項

##### 13.6.0 通則

13.6.0.1 (書誌的事項) 記録すべき書誌的事項と、その記録順序は次のとおりとする。

- ア) 本シリーズ名
- イ) 並列シリーズ名
- ウ) シリーズ名関連情報
- エ) シリーズの ISSN
- オ) シリーズ番号
- カ) 下位シリーズの書誌的事項

13.6.0.3 (2 以上のシリーズ表示) 記述対象資料が複数のシリーズに属している場合は、それぞれのシリーズの書誌的事項を記録する。記録の優先順位は、

- ア) 対象逐次刊行物におけるそれぞれのシリーズの表示がある情報源が異なるときは、所定の情報源の優先順位を、記録する優先順位とする。
- イ) 情報源が同一のときは、選択した情報源上のシリーズ表示の順序による。

##### 13.6.1 本シリーズ名

13.6.1.1 (本シリーズ名とするものの範囲) 所定の情報源に表示されている、シリーズ固有の名称。

13.6.1.1A シリーズに関する事項に記録する本シリーズ名は、最上位書誌レベルの本タイトルとする。

13.6.1.2 (記録の方法) 所定の情報源に表示されているままに転記する。シリーズ名の一部分が 2 行書き、または小さな文字で表示されていても、1 行書きとし、全部同じ大きさの文字で記録する。



## 13.6.2 並列シリーズ名

13.6.2.1 (並列シリーズ名とするものの範囲) 本シリーズ名の別言語および別の文字(またはその一方)のシリーズ名。13.1.3.1と同様の範囲のうち、必要とみなした場合に記録する。

13.6.2.2 (記録の方法) 本シリーズ名に続けて記録する。

## 13.6.3 シリーズ名関連情報

13.6.3.1 (シリーズ名関連情報とするものの範囲) 本シリーズ名の関連情報。

13.6.3.1A シリーズに関係する版表示は、シリーズ名関連情報として記録する。

13.6.3.2 (記録の方法) 本シリーズ名に対する必要な補足となる場合で、記述対象逐次刊行物に表示されているときに記録する。

## 13.6.5 シリーズの ISSN

13.6.5.1 (シリーズの ISSN とするものの範囲) ISSN ネットワークが当該シリーズに付与する ISSN。

13.6.5.2 (記録の方法) 最初に「ISSN」と記録し、続けて8桁の数字を、4桁目と5桁目の数字の間にハイフン(-)をいれて記録する。

## 13.6.6 シリーズ番号

13.6.6.1 (シリーズ番号とするものの範囲) 記述対象逐次刊行物の、シリーズ内における番号づけ。番号の前後に、それぞれ修飾する語句がついているものもある。

13.6.6.2 (記録の方法) 出版物に表示されている形で記録するが、ローマ字ないしキリル文字の所定の略語がある語は略語化する。数字は原則としてアラビア数字とする。ただし、識別のために二様以上の数字が使用されている場合は、あいだにハイフン(-)を置いて識別する。

## 13.6.7 下位シリーズの書誌的事項

13.6.7.1 (下位シリーズ名とするものの範囲) 本シリーズ名の下位書誌レベルのシリーズ名で、資料に本シリーズとともに表示されているもの。下位シリーズ名は、本シリーズ名と密接に関連していることも、関連していないこともある。

13.6.7.2 (記録の方法) 本シリーズに関係する事項のあとに続けた形で記録する。

13.6.7.2A 下位シリーズの並列シリーズ名、シリーズ名関連情報は、識別上必要であると判断された場合にのみ記録する。

13.6.7.2B 下位シリーズの ISSN が判明したときはこれを記録する。

13.6.7.2C 下位シリーズ内の番号づけの記録は13.6.6.2による。

## 13.7 注記に関する事項

### 13.7.0 通則

#### 13.7.1 注記

13.7.1.1 (注記とするものの範囲) タイトル、責任表示、版次、書誌的来歴、巻次、年月次、出版・頒布等、シリーズ、内容、その他重要と判断したもの等に関する注記がある。

13.7.2 (記録の方法) 注記には定型のものと不定型のものがある。

2以上の注記があるときは、原則としてそれらが関連する書誌的事項ごとに記録する。ただし、注記が異なる種類の書誌的事項に関連する場合は、まとめて記録する。

【注記】1号から90号までの編者、出版者：国立国会図書館図書館協力部

【注記】編者、刊行頻度、出版地、出版者、大きさの変更あり

13.7.2.1 (特定事項に関する2以上の注記) 特定の事項に関する2以上の注記は、一括して記録することができる。複製物の原逐次刊行物に関する一連の注記は、内容、その他の事項に関する注記の位置にまとめて記録する。



### 13.7.3 注記の種類

#### 13.7.3.0 (下記の特定事項に属さない注記)

ア) 刊行頻度に関する注記 刊行頻度の記録は、「日刊」、「隔日刊」、「週刊」、「旬刊」、「半月刊」、「月刊」、「隔月刊」、「季刊」、「半年刊」、「年刊」、「月(年)〇回刊」、「〇週(月)1回刊」、「不定期刊」等の表示を用いる。

イ) 関連誌に関する注記

【注記】「Hot・dog press」の増刊号

ウ) 著作の様式および言語に関する注記

【注記】英文併記

13.7.3.1 (タイトルに関する注記) タイトルに関する注記を行う場合、総称的な語のタイトルのときは、必ず責任表示まで記録する。

ア) 所定の情報源以外からタイトルの記録を作成したときは、必要に応じて記録したタイトルの情報源を注記する。

イ) 別の形のタイトルがあるときは、必要に応じて別の形のタイトルとその情報源を注記する。

【注記】欄外のタイトル: スギナ新聞

【注記】Running title: BKI.

ウ) 再現不能な文字を、JIS X 0208:1990 にある文字や、説明的な語句に置きかえた場合、もとの形について注記する。

【注記】タイトルは簡体字表記

【注記】タイトルはハングル表記

エ) 変更としないタイトルの語句の変化についてはこれを注記する。(13.0.2.1B 参照)

【注記】3号の本タイトル: 調査研究報告書

【注記】Title: Scuola e citta (-v. 51, no. 1)

【注記】Title varies slightly.

タイトル関連情報や並列タイトル中の語句に変化があった場合は、「並列タイトルの変更あり」「タイトル関連情報の変更あり」と注記する。必要に応じて、最新号で表示されていない並列タイトル、タイトル関連情報を次のように注記する。

【注記】1号から120号までのタイトル関連情報: 英文学研究会会報

【注記】Issues for 1973 have subtitle: ○○.

複数の並列タイトルや、タイトル関連情報があるときは、次のようにする。

【注記】「Bulletin of Nippon …」は変更あり

(識別可能な範囲まで記録し、後続部分は省略してもよい。)

#### 13.7.3.1A (責任表示に関する注記)

ア) 主筆、同人等、個人編者が所定の情報源に表示されているときは、これを注記する。個人編者が複数のときは、3までそのまま注記し、4以上のときは、主なものもしくは最初のもの一つを注記し、他は「ほか」(外国語形は「et al.」)と付して省略する。(13.1.5.1A 参照)

【注記】編者: 中山元

イ) 責任表示中の語句に変化があったときは、著作の種類を示す語(編等)ごとに、「編者の変更あり」「監修者の変更あり」のように注記する(注)。必要に応じて、最新号で表示されていない編者等を次のように注記する。

【注記】1号から40号までの編者: 岡山大学埋蔵文化財調査室

(注) 内部組織の変化については、注記しない。



### 13.7.3.2 (版および書誌的来歴に関する注記)

#### 13.7.3.2A タイトル変遷等による注記には次のものがある。(13.0.2.1A 参照)

ア) (継続) 逐次刊行物がタイトルの変更等を行ったときは、新旧相互の書誌的記録にそれぞれ対応するタイトルを注記する。

【新記録の注記】継続前誌: コールタール

【旧記録の注記】継続後誌: アロマティックス

イ) (合併) 2 以上の逐次刊行物が合併し、新タイトルをもつ一つの逐次刊行物に変遷するときは、新旧相互の書誌的記録にそれぞれ対応するタイトルを注記する。

【新記録の注記】合併前誌: 計測

合併前誌: 自動制御

【旧記録の注記】合併後誌: 計測と制御

ウ) (分割) 一つの逐次刊行物が分割し、新タイトルをもつ2 以上の逐次刊行物に変遷するときは、新旧相互の書誌的記録にそれぞれ対応するタイトルを注記する。

【新記録の注記】分割前誌: 高知大学学術研究報告

【旧記録の注記】分割後誌: 高知大学学術研究報告. 人文科学

分割後誌: 高知大学学術研究報告. 自然科学. 1, 基礎科学編

分割後誌: 高知大学学術研究報告. 自然科学. 2, 応用科学編

エ) (吸収) 一つの逐次刊行物が一つ以上の他の逐次刊行物を吸収し、もとのタイトルを保持しているときは、相互の書誌的記録にそれぞれ対応するタイトルを注記する。

【新記録の注記】吸収前誌: 九州鉱山学会誌

吸収前誌: 東北鉱山

吸収前誌: 北海道鉱山学会誌

【旧記録の注記】吸収後誌: 日本鉱業会誌

(注) 必要に応じて新記録の注記に吸収発生時の巻次を付記する。

吸収前誌: 東北鉱山 (85 巻 972 号-)

オ) (派生) 一つの逐次刊行物から一つ以上の新タイトルをもつ逐次刊行物が派生したときは、相互の書誌的記録にそれぞれ対応するタイトルを注記する。

【新記録の注記】派生前誌: 電気学会雑誌

【旧記録の注記】派生後誌: 電気学会論文誌. A, 基礎・材料・共通部門誌

派生後誌: 電気学会論文誌. B, 電力・エネルギー部門誌

派生後誌: 電気学会論文誌. C, 電子・情報・システム部門誌

(注) 必要に応じて旧記録の注記に派生発生時の巻次を付記する。

派生後誌: 電気学会論文誌. B, 電力・エネルギー部門誌 (92 巻-)

#### 13.7.3.2B 休・廃刊に関する事実が明らかなき場合は、次のように注記する。

【注記】以後廃刊

【注記】以後休刊

終号が不明なき場合は「廃刊」「休刊」と注記する。

終号と所蔵している最終号が一致しないときは次のように注記する。

【注記】50 号限り廃刊

【注記】平成 9 年 6 月限り休刊 (巻次は不明だが発行日がわかるとき)

#### 13.7.3.2C 版に関する注記には次のものがある。

ア) (版表示の変更)



- 【注記】 版表示の変更あり
- イ) (異版)
- 【注記】 英語版: Nutrition reviews
- 【注記】 各国語版あり
- 【注記】 Issued also in French under title: ○○.
- 【注記】 異版: 文部科学白書 (文部科学省発行と国立印刷局発行がある)
- 13.7.3.2D 当該逐次刊行物が他の逐次刊行物の付録であるときは、本体の逐次刊行物のタイトルを注記する。
- 【注記】 本体誌: 図書館雑誌
- 【注記】 Suppl. to: Philosophical magazine.
- 13.7.3.3 (巻次, 年月次に関する注記) 巻次, 年月次について説明する必要があるときは、これを注記する。
- 13.7.3.3A (合冊刊行) ある逐次刊行物が他の逐次刊行物と合冊刊行 (13.0.2.2A 参照) されている場合は、両方の書誌的記録に次のように注記する。
- 【注記】 「旅 map」と合冊刊行 / 「Cinemad」と合冊刊行  
(毎号継続して合冊刊行される場合は、両記録にこのように注記する)
- 【注記】 107号までは「県政だより」と合冊刊行
- 【注記】 「電気学会研究会資料. TER」と合冊刊行のこともあり
- 【注記】 Issued with: ○○.
- 13.7.3.3B (巻次共有) ある逐次刊行物の巻次が、別の逐次刊行物と巻次を共有している場合は、両方の書誌的記録にこれを注記する。
- 【注記】 巻次共有: アサンテ / 巻次共有: 週刊朝日
- 【注記】 v. 21 shares numbering with: American studies international newsletter.
- 13.7.3.3C (欠番等) 巻次に欠番, 重複がある場合は、必要に応じて (注), その巻次を注記する。
- (注) 次号で改められている場合は、原則として注記しない。
- 【注記】 欠番: 8巻3号, 15巻3号
- 【注記】 重複: 7巻2号
- 【注記】 v. 1, no. 4 not published.
- 【注記】 v. numbering irregular: v. 37 omitted.
- 巻号と通号のどちらについての注記か示す必要があるときは次のように注記する。
- 【注記】 巻号の重複: 2巻5号
- 【注記】 通号の重複: 58号
- 【注記】 v. numbering irregular: v. 28 repeated.
- 欠番等が多い場合は、次のように記録する。
- 【注記】 欠番: No. 15, 58, 59, 68, 152, 158 ほか多し
- 【注記】 巻次に乱れあり
- 【注記】 Not issued in numerical order.
- 【注記】 v. numbering irregular.
- 13.7.3.3D (分冊刊行) 分冊刊行される場合は次のように注記する。
- 【注記】 分冊刊行
- 【注記】 Consists of 2 pts.



【注記】 Issued in 2 pts. : v. 1, Authors and titles ; v. 2, Subjects.

13.7.3.3E (休刊の期間) 逐次刊行物の休刊の期間が明らかなきは、これを注記する。

【注記】 休刊: 1932-1945

【注記】 Suspended: 1939-1945.

13.7.3.3F (刊行頻度の変更) 刊行頻度が変わった場合は「刊行頻度の変更あり」と注記する。特に重要な変更の場合は次のように注記する。

【注記】 1号から520号までは季刊

13.7.3.4 (出版・頒布等に関する注記)

13.7.3.4A 出版地が変わった場合は「出版地の変更あり」と注記する。出版者または頒布者が変わった場合は、「出版者の変更あり」「頒布者の変更あり」と注記する。必要に応じて、最新号で表示されていない出版者、頒布者を注記する。ただし、出版者、頒布者の内部組織の変化については、注記しない。

【注記】 1号から3号までの出版者: 大阪外国語大学アフリカ研究室

13.7.3.4B(複数の出版者) 出版者の表示が3までのときは、記録しなかった出版者を注記する。4以上のときは、出版者として選択しなかったもののうち、主なものもしくは最初の名称一つを注記し、後は「ほか」と付して省略する。

【注記】 共同刊行: 墨田区青少年問題協議会ほか

13.7.3.4C (主催者) 出版者の表示がなく、会議等の主催者を出版者の代替として記録した場合は、主催者名を注記する。主催者の表示が2のときは、両者とも注記する。3以上のときは主なものもしくは最初の名称一つを注記し、他は「ほか」と付して省略する。

【注記】 主催: 日本化学会中国四国支部, 中国四国・化学と工業懇話会

【注記】 主催: 日本文学研究会ほか

13.7.3.4D (頒布者の性格を持つ発行所) 出版者とは別に、頒布者の性格をもつ発行所の表示がある場合は次のように注記する。

【注記】 発行所: 漢方医学社

13.7.3.5 (形態に関する注記)

ア) 大きさについて2cm以上の変更があるときは「大きさの変更あり」と注記する。

イ) 印刷資料でない場合の必要な形態的細目について注記する。マイクロ資料は、縮率を注記する。

【注記】 縮率: 22×

【注記】 Reduction ratio: 22×

ウ) 付属資料について変更があるとき、または説明する必要があるときは注記する。

【注記】 1号から100号までの付属資料: CD-ROM

【注記】 地図とも

【注記】 別冊とも

13.7.3.6 (シリーズに関する注記) シリーズ名中の語句が変化した場合は「シリーズ名の変更あり」と注記する。必要に応じて、最新号で表示されていないシリーズ名を次のように注記する。

【注記】 昭和61年までのシリーズ名: 構造改善資料シリーズ

13.7.3.7 (内容, その他の事項に関する注記)

ア) (収載) ある逐次刊行物が、書誌的記録を作成しない他の逐次刊行物を継続的に収載している場合は、次のように注記する。



【注記】 収載： 調査研究報告書

【注記】 「地方教育行政調査報告書」「教育行政調査」を収載のこともあり

【注記】 Includes: ○○.

イ) (複製物の原逐次刊行物に関する注記) 原逐次刊行物の書誌的事項を次のように注記する。

【注記】 原資料の本タイトル: 全国出版新聞 (1号-100号), 読書タイムズ (101号-222号)

【注記】 原資料の编者: 深作光貞

【注記】 原資料の出版事項: 平塚 : 神奈川県高等学校教科研究会英語部会, 1960-1980

ウ) (総目次等) 総目次, 総索引があるときは次のように注記する。

(注) バックナンバーの簡易な紹介は総目次等とはみなさない。

(1) その逐次刊行物に掲載されているとき

【注記】 総目次・総索引あり (総目次等が定期的に掲載される場合)

【注記】 総目次: 21巻3号, 34巻3号収載

【注記】 10巻1号から29巻4号までの総索引: 30巻1号

(総目次に含まれる巻次, 総索引の対象となっている巻次等は, 必要に応じて記録する。)

(2) 他の逐次刊行物に掲載されているとき

【注記】 総目次・総索引: 「経済学論集」1号収載

(3) 形態的に独立していて, 巻次, 年月次がないとき

【注記】 1巻1号から3巻4号までの総目次: 「内務時報」(大空社 1992年刊)

### 13.8 標準番号に関する事項

#### 13.8.0 通則

13.8.0.1 (書誌的事項) 記録すべき書誌的事項と, その記録の順序は次のとおりとする。

ア) 標準番号

イ) キー・タイトル

#### 13.8.1 標準番号

13.8.1.1 (標準番号とするものの範囲) ISBN, ISSNなどの国際標準番号およびこれに代わる商業システムなどによる番号。

ア) (ISSNとするものの範囲) ISSNネットワークが当該逐次刊行物に付与するISSN。

イ) (ISBNとするものの範囲) 日本図書コードのうちISBNの文字を冠した部分。複製版資料など全体に付与されたISBNのみを記録する。

ウ) (CODENとするものの範囲) Chemical Abstracts Service (CAS)が付与した逐次刊行物等の識別番号(タイトルの英語形からBishop's rulesに従って作られる簡潔な6桁の英数字)。

13.8.1.2 (記録の方法) ISBN, ISSNなどの名称のあとに, 資料に表示されている標準番号を必要に応じて記録する。

ア) (ISSNの記録の方法) 最初に「ISSN」と記録し, 続けて8桁の数字を, 4桁目と5桁目の数字の間にハイフン(-)をいれて記録する。

ISSN 0027-9153

イ) (ISBNの記録の方法) 最初に「ISBN」と記録し, 続けて10桁の数字を, 国別記号, 出版者記号, 書名記号, チェック数字の間にハイフン(-)を入れて記録する。

ISBN 4-89714-565-1

ウ) (CODENの記録の方法) 最初に「CODEN」と記録し, 続けて6桁の英数字を記録する。

CODEN KHKSBS



## 13.8.2 キイ・タイトル

13.8.2.1 (キイ・タイトルとするものの範囲) ISSN ネットワークによってそれぞれの逐次刊行物の個別化用に付与されたもの。ISSN と不可分な関係にある。本タイトルと一致することもあるが、固有の名称とするため、識別・限定要素が付加されていることもある。

13.8.2.2 (記録の方法) 逐次刊行物の本タイトルと同一であっても、キイ・タイトルとして記録する。

【本タイトル】社会学研究科年報 【キイ・タイトル】 Shakaigaku Kenkyuuka nempou

【本タイトル】人間文化研究 【キイ・タイトル】 Ningen bunka kenkyuu (Kawasaki)

【本タイトル】Japan ventures review 【キイ・タイトル】 Japan ventures review

## 13.10 所蔵事項

### 13.10.0 通則

13.10.0.0 (記録の目的) 所蔵している逐次刊行物の巻次、年月次やその他、個別の情報を記録する。

13.10.0.1 (所蔵事項とするものの範囲) 記録すべき所蔵事項と、その記録の順序は次のとおりとする。

ア) 所蔵巻次、所蔵年月次

イ) 所蔵事項に関する補足情報

### 13.10.1 所蔵巻次、所蔵年月次

所蔵する巻次および年月次を記録する。年月次の表示がない場合は、発行日の表示を丸がっここに入れ、簡略形にして記録する。ただし、新聞扱いとしたものは、簡略形とせずに発行日を記録する。その他の記録の方法については巻次、年月次に準ずる。(13.3.2 参照) 数字はアラビア数字を用いる。

【所蔵巻次、年月次】1号(昭53.3)-

【所蔵巻次、年月次】No.1(1980.6)-

【所蔵巻次、年月次】1号(平成10年1月1日)-

(新聞の例。情報源の表示:平10.1.1発行)

13.10.1A 受入継続中の場合には、所蔵巻次、所蔵年月次の表示にハイフン(-)を付す。

13.10.1B 未所蔵の巻次を次のように記録する。巻号と通号がある場合は通号のみを記録する。識別可能な範囲でできるだけ簡潔に記録する。

欠: 4, 5, 8号 (「巻」「号」「v.」等の語は繰り返さない。)

欠: 4巻5号, 7巻8-11号

(同一巻内に複数の欠号がある場合、巻を繰り返さない。)

欠: 昭和55年度-平成2年度

### 13.10.2 所蔵事項に関する補足情報

13.10.2A 逐次刊行物の一部が他の逐次刊行物に合綴製本されている場合は、必要に応じて請求記号を含めて、次のように注記する。

【所蔵に関する注記】1995年夏季号から1998年秋季号は「週刊朝日」(Z24-18)に合綴製本

【所蔵に関する注記】v. 1986/1987-1989/1990, bound with Country report. Bahrain, Qatar, Oman, the Yemens (Z51-M286)

13.10.2B 総目次等、逐次刊行物の一部が他の所蔵資料ないしその一部になっている場合は、必要に応じて請求記号を含めて、次のように注記する。



【所蔵に関する注記】総目次は継続後誌にあり

【所蔵に関する注記】総目次は「緑化研究」(Z16-2168)にあり

13.10.2C 逐次刊行物の一部を電子複写資料(コピー)で所蔵している場合は、次のように注記する。

【所蔵に関する注記】1号から3号までは電子複写

### (付録) 総称的な語のタイトル

#### (1) 総称的なタイトル

団体名や主題を含まない総称的な語からなるタイトル。

原則として、資料の種類名のみからなる。(刊行頻度を表す語句も含む。)

#### (例)

会議録	会誌	会報	概要
機関誌(紙)	技報(技術報告)	紀要	研究紀要
研究年報	研究報告	広報	試験成績書
資料集	調査月報	調査レポート	通信
統計	統計年報	ニュースレター	年鑑
年次報告	年報	報告書	要覧
レポート	論集		
Bulletin	Information	Journal	Newsletter
Note	Paper	Proceedings	Report
Review	Transactions	Yearbook	

#### (2) 総称的なタイトルとはしないもの

ア) 3単語以上の長いタイトル。

(例) 研究報告概要

イ) 総称的なタイトルを「・」等で接続したもの。

ウ) 資料の種類名であっても、一般的に広く使われているとはいえないもの。

(例) 調査彙報

エ) 議会、研究所、図書館、博物館、病院、保健所など、団体名の種類を表す語句を含むもの。

(例) 図書館報

(書誌調整課データ標準係)

## 地図資料の書誌データ

J/M(M)及び『日本全国書誌』2003年11号(通号2420号)から、2003年1月以降に当館で受入れた地図資料が収録されています。この「地図の部」には、単行及び逐次刊行の地図資料(点字資料及び国内刊行アジア言語資料を除く)を収録しており、当館では「住宅地図」と「一枚ものの地図」を地図資料として扱います。

地図資料の書誌データには、図書とは違った地図資料らしい特徴があります。ここではそのいくつかをご紹介します。

### 【住宅地図】

始良郡始良町 [地図資料]. 200211. -- [縮尺不定]. -- 北九州 : ゼンリン, 2002. 11. -- 1冊 ; 39cm. -- (ゼンリン住宅地図)  
ISBN 4-432-15204-4 : 9000 円  
NDC (9) : 291. 97  
JP: 20355942 (目録記載例①)

①は記念すべき『日本全国書誌』2003年11号「地図の部」の先頭に収録された書誌データです。当館では地図資料と分類していますが、住宅地図は冊子形態ですので、図書と同じく「国立国会図書館『日本目録規則1987年版改訂版』和図書適用細則」に準拠して整理しています。一見、図書の書誌データと特に違いがないように見えるのはそのためです。

ひとつ、「[縮尺不定]」だけが、図書の書誌データでは見かけないものかと思います。ここには、「数値データに関する事項」を記録しています。

「数値データに関する事項」とは、縮尺・投影法・経緯度・分点表示という、いかにも地図資料らしい事項です。『日本目録規則1987年版改訂2版』第4章地図資料\*には「数値データに関する事項」が規定されているため、この事項を上記和図書適用細則に加えています。

### 【一枚ものの地図】

1:25000 久万 [地図資料]. [2003]. -- 1:25000 ; ユニバーサル横メルカトル図法. -- [つくば] : 国土地理院, 2003. 5. -- 地図1枚 ; 46×58cm. -- (1:25000地形図)  
UTM 区画番号 NJ-53-34-3-1  
NDC (9) : 291. 83  
JP: 20447620 (目録記載例②)

②は、国土地理院が発行している25000分の1地形図の書誌データです。「一枚ものの地図」という言葉は聞き慣れない言葉と思いますが、簡単に言うと「広げると1枚の紙になる地図」のことで、折りたたまれているものも含まれます。英語では「atlas」に対して「map」です。地図にはその他に模型などの立体地図もあり、これらも当館では一枚ものの地図として整理することとしています。

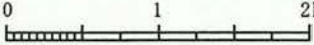
一枚ものの地図は、『日本目録規則1987年版改訂2版』第4章地図資料\*に準拠して整理を始めています。地図資料の特徴的なところを挙げてみましょう。

\*地図資料の適用細則は、今後『全国書誌通信』に掲載する予定です。



## (1) 数値データに関する事項

数値データに関する事項では、縮尺・投影法・経緯度・分点を記録します。

- 縮尺 地図がどれだけ縮められているものかを数値で表したもので、「二万五千分の一」「1/25000」などいろいろな表現方法がありますが、「1:25000」の形に統一して記録します。稀に縮尺が表示されていない地図や  のような目盛りだけで表示されているものがありますが、縮尺は地図を選ぶ上での重要な要素なので、当館では計算して「[約 1:xxxxx]」の形で記録しています。
- 投影法 地図学用語では「地図投影法」と呼びます。丸い地球を平らな地図面に表現するための数学理論と作図法で、「メルカトル図法」「正距方位図法」「モルワイデ図法」などは耳にしたことがあるかと思います。地図に描かれる範囲と地図に与えようとする特質に応じてさまざまな種類があり、これも地図を選ぶ上での重要な要素となるため、地図資料に表示されている場合は記録の対象となります。
- 経緯度・分点 地図の包括する地域の最西端・最東端・最北端・最南端の経緯度を、星図は分点をも記録します。いずれも任意規定であり、当館では当面採用しません。

## (2) 標準番号

地図資料特有の標準番号には、UTM 区画番号、自治体コード(5桁)、各国国内海図番号、国際海図番号があります。目録記載例②では UTM 区画番号を記録しています。

- UTM 区画番号 地図を探す時には、タイトルは意外とあてになりません。地図のタイトルは地名だけというものが多く、同じ地名が検索時のノイズとなります。例えば「1:25000 四ツ谷」という地形図のタイトルは京都府船井郡日吉町の地名によるものですので、東京都新宿区四谷の地形図ではありません。地形図に表示されている、UTM 座標系という国際的に定められた座標系に則った UTM 区画番号を記録することにより、NDL-OPAC ではこの番号で検索することができます。
- 自治体コード(5桁) 日本工業規格として制定されている JIS X0401 都道府県コードと JIS X0402 市区町村コードを併用し、市区町村を5桁の数字で表したものです。総務省自治行政局地域情報政策室が設定している「全国地方公共団体コード」(6桁)の末尾1桁(検査数字)を除いたものと同じです。地図に収録されている自治体の市区町村のコードをすべて記録することにより、NDL-OPAC では例えばタイトルが「都心詳細図」であっても千代田区のコード「13101」で検索することができます。(ただし市区町村単位での利用が想定される資料に限定して記録しています)
- 各国国内海図番号・国際海図番号 海図は航海などに使われる図です。海図には「御前埼至伊勢湾」のようにタイトルもありますが、それぞれ番号がつけられているので、これを記録することにより、番号から検索することができます。海図番号は国ごとに独自の番号がつけられていますが、国際水路機関(IHO)の決議に基づき、各担当国が分担して刊行する統一図式による海図には国際的な共通番号がつけられています。

地図資料はデータ整備を始めて日が浅いため、現在公開している書誌データは住宅地図と地形図が主ですが、今後は様々な種類の地図資料の書誌データを提供してまいります。

(主題情報部人文課地図係)



# 『雑誌記事索引』について

当館の『雑誌記事索引』のインターネットによる公開は、広範な利用者から高い評価を受けることができました。国立国会図書館開館以来の事業である『雑誌記事索引』の作成は、様々な変遷を経て今日に至っています。インターネット公開後のシステムも安定したと判断できる状況になりました。『雑誌記事索引』の利用がよりの確に行われるよう、ここに『雑誌記事索引』の記事採録基準についての情報をお届けします。

「雑誌記事索引採録誌選定基準」と「雑誌記事索引記事採録基準」は、おおむね平成14年4月1日以降によりどころとしてきた基準を集成したものです。「雑誌記事索引の成り立ち」とあわせてご覧ください。

なお、実際の採録誌を知るには、当館ホームページの「NDL-OPAC」—「雑誌記事索引の検索／申込み」—「採録誌一覧」をご覧ください。

## 『雑誌記事索引』の成り立ち

### 1 『雑誌記事索引』とは

『雑誌記事索引』とは、国立国会図書館が収集・整理した国内刊行和文雑誌（一部外国刊行和文雑誌・国内刊行欧文雑誌を含む。）から、固有の論題をもつ記事をデータベース化し、雑誌文献検索の便宜を図るものである。雑誌記事の論題名、論題中の単語、著者を検索語として、文献の掲載誌・掲載箇所を特定することができる。

『雑誌記事索引』の採録対象となる雑誌は、「雑誌記事索引採録誌選定基準」によって選定する。採録誌中の記事の選定については、「雑誌記事索引記事採録基準」による。

※ここでいう「雑誌」とは、当館が「逐次刊行物」として扱う資料のうち新聞以外のものを指す。当館が「逐次刊行物」として扱う資料の区分ならびに変遷は、当館ホームページの「図書館員のページ」—「書誌データの作成及び提供」—「書誌データ作成ツール」内の「逐次刊行物として扱う資料の範囲変更について」で見ることができる。

### 2 『雑誌記事索引』作成の目的

雑誌文献を求める人が、効率的に目的の情報を入手できるよう、掲載された個々の記事・論文について、掲載誌や掲載箇所を特定できる手段を提供することが、『雑誌記事索引』作成の目的である。

分野を限定した専門性の高い記事索引類が他機関等で作成されているが、『雑誌記事索引』においては、国立国会図書館における国内雑誌の網羅的所蔵という利点と、多様な目的の利用という実態をふまえ、特定分野の詳細な検索よりも、幅広い情報を同時に検索できることに重点を置いた索引作成を目指している。

しかしながら、すべての雑誌記事に遡及的な検索手段の必要があるとは思われず、国立国会図書館が所蔵する雑誌すべての索引を作るには膨大な時間と人手を要する。そこで今日の『雑誌記事索引』は、冊子体の時代には学術研究目的の検索を想定していたことを継承しつつ、国立国会図書館の役割である立法調査・図書館協力・一般の調査研究利用に資することを目的として採録誌を選定している。



### 3 採録誌選定範囲の拡大

『雑誌記事索引』は、冊子体の創刊以来、おもに学術雑誌から採録誌を選定していたが、平成8年から平成12年において、下記①～④のように採録誌の大幅な拡大を行った。

#### ①平成8(1996)年6月 約3,100誌から約5,500誌へ

利用頻度の高い雑誌(平成5年度・当館利用頻度調査による。)を加えた。

※一般週刊誌は「雑誌記事索引採録誌選定基準」において採録対象としていないが、下記一般週刊誌は、この時に利用状況を考慮して採録誌とした。

サンデー毎日、週刊読売、週刊朝日、週刊現代、週刊文春、  
週刊新潮、週刊ポスト、週刊宝石、Aera、金曜日

#### ②平成10(1998)年2月 約5,500誌から約5,700誌へ

企業・団体の研究報告類を加えた。

#### ③平成11(1999)年4月 約5,700誌から約7,100誌へ

調査・研究に有用な雑誌を加えた。

#### ④平成12(2000)年4月 約7,200誌から9,000誌へ

大学院・大学・短期大学・高等専門学校と関連研究機関発行の紀要類を加えた。

※大学紀要を中心とした採録から、高等教育研究機関すべての紀要、また、学科・専攻・研究所紀要も含めた網羅的採録を行うこととした。

上記の拡大作業においては、すべての所蔵雑誌を新たに定めた基準に照らして見直しをしていない。

また、この間に受入が中断または遅延していた資料は採録対象から外し、その後の見直しをしていない。このことが原因で、実際には採録基準に合致するにもかかわらず採録対象から洩れている雑誌が存在する可能性がある。この点については、今後計画的な調査の上、是正する予定である。

### 4 新たな採録誌の選定と採録中止について

新たな採録誌の選定は、原則として月1回、実際の資料を確認して検討、判断している。

採録誌として選定された場合、新創刊誌・改題誌の場合は初号から、そうでない場合は当館所蔵の最新号から採録を開始することを原則とする。この場合、業務の処理能力も勘案する。採録誌として指定されたものでも、雑誌の刊行状態・特性・内容が採録基準に合致しなくなった場合は、再検討を行い、採録を中止することがある。

※採録を開始する号の決定は、平成15年度以降は上記の原則を適用しているが、時代によって異なっていた。

平成16年1月現在の採録誌数(限度)は、約10,000誌である。

### 5 医学・医療関連分野雑誌の選定について

医学分野は他分野に比して専門性が高く、内容が細分化されている傾向にあり、専門家の利用を想定した索引を作成するには、特別の取り扱いを要する。

『雑誌記事索引』では、昭和54(1979)年～昭和58(1983)年の間、「科学技術編」の分編として「医学・薬学編」を発行していたが、再び「科学技術編」に統合し、詳細な医学情報データベースとしての役割は各種専門データベースに譲り、医学専門家以外の利用に重点を置いた採録を行うこととした。この結果、医学分野の雑誌の採録については「雑誌記事索引採録誌選定基準」の3に規定するように扱っている。



## 雑誌記事索引採録誌選定基準

本基準は、当館で受け入れた国内刊行和文雑誌（一部外国刊行和文雑誌・国内刊行欧文雑誌を含む。）のうち『雑誌記事索引』に記事・論文を採録する雑誌記事索引採録誌（以下、「採録誌」という。）の選定基準を定めるものである。

### 1 採録誌とする雑誌

当館が受け入れる雑誌のうち下記に該当するもので、2 に該当しないものを採録誌とする。なお、医学分野に関しては3を適用する。

- ①学術雑誌（学術研究論文が掲載されている雑誌。）
- ②専門誌（特定の分野・業界に関する情報・解説・紹介・評論・考察等を掲載している雑誌。）
- ③上記①、②に該当しない機関誌（政党・労働組合・非営利団体・各種協会等の団体が、自らの政策や活動内容、意見及び関連事項を掲載しているもの。）
- ④一般総合誌（一般誌のうち、論壇誌等多彩な内容を取り扱い非限定的な読者を想定しているもの。）

### 2 採録誌としない雑誌

上記1に該当しても、下記に該当する雑誌は採録誌としない。

- ①定期的に刊行されていないか、刊行されていても当館における定期的な受入が見込めない雑誌
- ②別途定める「雑誌記事索引記事採録基準」において、採録しないと定められている記事のみで構成されている雑誌（各記事のページ数が少ない雑誌、名簿、判例集等。）
- ③記事による検索よりも雑誌名による検索が有効である雑誌（毎号ほぼ同じ標題で記事が掲載される要覧、事業報告、白書、年鑑等。）
- ④論題検索に適さない記事を中心に構成されている雑誌（掲載記事の論題が、記事内容や特性を明確・直接的に表していない雑誌。）
- ⑤時の経過とともに、記事情報の有用性が低下する雑誌（速報、実用誌等。）
- ⑥広報・広告・宣伝を目的とする雑誌
- ⑦内容または著者、読者が限定的な雑誌（個人誌、同人誌、学生論文集、市町村刊行物等。）
- ⑧学会・大会・シンポジウム等の記録集のうち、論文集以外の雑誌
- ⑨創作作品を発表し掲載する雑誌（文芸誌、美術作品誌等。）
- ⑩オリジナルの記事を持たない雑誌（ダイジェスト等。）
- ⑪娯楽・趣味的雑誌（スポーツ誌、音楽誌、児童誌等。）

### 3 医学・医療分野の特例

標記の雑誌の選定については下記による。

- ①薬学、看護、各種医療・療法、医学隣接領域分野の雑誌については、1の①、②と、2により選定する。
- ②大学・病院紀要を含む医学、歯学系雑誌は採録誌としない。ただし、一般向け医学情報誌と見なされる雑誌は上記①と同様の基準で採録誌とする。

### 4 上記以外の判断基準

- ①1～3の規定だけでは判断できない場合、利用頻度等を考慮して総合的に判断する。
- ②特に調査・研究に有用と判断された雑誌は、1～3に該当しなくても採録誌とすることができる。



## 雑誌記事索引記事採録基準

本基準は、雑誌記事索引採録誌の中から、『雑誌記事索引』に採録する記事・論文（以下「記事」という。）の選定基準を定めるものである。

### 1 記事のページ数による選定

採録誌に掲載された記事のうち、記事の分量に関わらず3ページ以上にわたる記事で、2に該当しないものを採録する。ただし、次に該当する場合は2ページ以下の記事でも採録することができる。

- ①文献目録（新刊紹介は採録しない。）
- ②総目次（毎号掲載されていると思われる総目次は採録しない。）
- ③一般週刊誌の特集記事（ワイド記事。）内の個々の記事
- ④調査・研究に有用なため、特に雑誌単位で2ページ以下の記事も採録すると指定している場合（ただし、分量が1ページ未満の記事は採録しない。）

### 2 選定しない記事

上記1に該当しても、下記に該当する雑誌は採録しない。

- ①次のような単なる事実の報知記事
  - (イ) 団体および事業の会計報告
  - (ロ) 名簿、人事情報、組織変更等の情報
  - (ハ) 紀要等の業績一覧
  - (ニ) 会告、会則、定期大会プログラム、イベントカレンダー
  - (ホ) 投稿規程、読者の投稿欄、編集後記
  - (ヘ) 広告および宣伝・広告を主目的とする記事
- ②娯楽的要素の強い記事
  - (イ) 一般週刊誌のグラビア記事
  - (ロ) 漫画
- ③詩、短歌、俳句等
- ④解説などの付されていない次のようなデータ、資料類、原資料
  - (イ) 数値情報のみの記事
  - (ロ) 各種試験問題
  - (ハ) 法令（外国の法令の翻訳は採録する。）
  - (ニ) 判例
- ⑤学位論文要旨およびその審査報告

### 3 特別な選定方法

通常は採録対象となる個々の記事単位で採録を行うが、一部の記事については次のように特別な採録方法を用いる。

#### ①特集等の一括採録

次に該当する特集記事等は特集全体を一つの記事として採録し、特集に含まれる個々の記事は採録しない。

- (イ) 採録対象号全体が特集形式の臨時増刊・別冊等で、個々の記事が章立て構成になっているもの

(ロ) 特集に含まれる個々の記事が2ページ以下のもの

(ハ) 毎年、毎年度ごとのレビュー的な記事(毎年一定時期に掲載される「平成15年度〇〇の展望」等。)

② 選択的採録の指定

有用と思われる記事のみを採録することで、採録の効率化を図る必要があると判断できる雑誌については、雑誌単位で次に掲げるような採録の方法を指定して、一貫して選択的に記事を採録する。

(イ) 特集のみを一括採録

(ロ) 特集のみ個々の記事を採録

(ハ) 報文のみを採録

(ニ) ニュースは不採録

(ホ) 業務編は不採録

(ヘ) その他

(逐次刊行物課)



## 第4回書誌調整連絡会議報告 —名称典拠のコントロール—

平成15年11月21日(金)、国立国会図書館(東京本館)において、「第4回書誌調整連絡会議」を開催しました。この会議は、書誌データの作成および提供に関する諸事項について関係機関と協議を行い、国内の書誌調整および書誌データの標準化を図ることを目的とするものです。

今回はテーマを「名称典拠のコントロール」とし、次の2点を中心に協議を行いました。

- ①国内の主要な書誌作成機関の典拠コントロールの状況を明確化し、問題点を共有する
- ②国立国会図書館を中心とした「国の典拠ファイル」の共同作成と、共有のための方法を検討する

以下に、主な内容をご紹介します。

### <講演> 典拠コントロールに対する需要——CJKワークショップの意義(要旨)

内藤衛亮(東洋大学教授)

国立情報学研究所が、平成13年から14年にかけて3回開催した「日本語、中国語、韓国語の名前典拠」ワークショップの背景には、インターネット時代に対応した国際的な著者名データベースの必要性があった。当初の目的である共通フォーマットは未完だが、担当者レベルでの情報交換ができた。

情報社会の進展のためには、人名(著者名、主題としての人名など)を総覧するナショナルなサービス、小学生から新聞記者までが参照する人名サービスがあつてよい。ここに、国立国会図書館が作成・維持する著者名データベースと典拠コントロールの意義がある。

国立国会図書館に対しては、次の3点を提言したい。

#### ①アクセス・ポイント・コントロールのビジネスモデルの確立

UBC(世界書誌調整)の基盤はNBC(国家書誌調整)である。アクセス・ポイント・コントロールをそのように位置づけた上でビジネスモデルとしてとらえるべきである。

#### ②担当者の養成

定常的に交流を支え、次世代人材の開発を国家政策的な方向付けのもとに展開することが必要である。

#### ③モニタリングの強化

IFLAや欧米、近隣諸国の動向について、担当者レベルでの情報収集が必要である。まず国立国会図書館が国内的・国際的な目と耳と口を持つことが喫緊の課題である。

第4回書誌調整連絡会議 参加者(関連諸機関および研究者10名、当館職員6名)			
阿部真弓	東京都立中央図書館	国立国会図書館	
大場高志	国立情報学研究所開発・事業部	植月献二	総務部企画・協力課電子情報企画室長
粕谷紳二	(株)日販図書館サービス	原田公子	書誌部長
戸田加代子	国文学研究資料館	那須雅照	書誌部 司書監
内藤衛亮	東洋大学教授	坂本 博	書誌部書誌調整課長
藤巻俊樹	早稲田大学図書館	小池令子	書誌部国内図書課課長補佐
古川 肇	日本図書館協会目録委員会(委員長代理)	長嶺悦子	関西館事業部図書館協力課総合目録係長
本間広政	日本出版インフラセンター		
宮澤 彰	国立情報学研究所研究主幹		
吉田絵美子	(株)図書館流通センター (敬称略、五十音順)		



## <講演> 共同典拠コントロール・システムの考え方 (要旨)

宮澤彰 (国立情報学研究所研究主幹)

### (1) 典拠とデータモデル

典拠と呼ばれているものをデータベースで表現するには、コード表現 (例: 国名コード表で J P = 日本) とリンク表現 (例: 書誌レコードと典拠レコードを ID でつなぐ) とがあるが、両者に本質的な違いはない。ただし国名コード表などあまり変化しないスタティックなデータと、著者名典拠のように日々更新されるダイナミックなデータとでは、システム上全く別の手当が必要である。後者は、書誌レコードと共にデータベースの中でいつでも変更し一貫性を保持できなければならない。

やや哲学的あるいは目録の構成上の問題としては、同一性の問題がある。たとえば「中島梓」と「栗本薫」、「科学技術振興事業団」と「科学技術振興機構」を同一レコードとするかという類の問題である。この問題は、標目形の確定より重大な問題である。同一性の定義を参加システム内で統一するかどうかはシステムの複雑さを大きく左右する。

### (2) 集中システムと分散システム

分散システムは、参加機関数が多くなると参照のための手順が複雑になり、完全な同期が難しくなる。集中システムは、集中されたセンターにボトルネックができやすく、システムの動きが制限される。ただし、すべての機能をどちらかにしなければいけないわけではない。

### (3) ヒューマン・インタラクション

同じものや似たものをソフトウェア的に見つけるいわゆる名寄せの技術は、最近かなりの進歩を見せている。しかし、最終的に、十分な情報がない場合に何を調べるかの判断など、人間にしかできないことは必ず残る。

### (4) 国際的な展開

V I A F <sup>(1)</sup>、L E A F <sup>(2)</sup> などの国際的な関係をはじめから視野に入れておくべきである。

#### (1) ヴァーチャル国際典拠ファイル (Virtual International Authority File)

「デジタル環境における目録作成 バーバラ・B. ティレット米国議会図書館目録政策・支援室長講演会報告」(『国立国会図書館月報』496号 (2002年7月)) を参照。

#### (2) Linking and Exploring Authority Files

ヨーロッパ各国の図書館等による名称典拠コントロールのプロジェクト。詳細は、<http://www.crxnet.com/leaf/index.html> を参照。(last access 2004/1/27)

## <各機関の報告 (概要)>

当館のほか、国立情報学研究所、図書館流通センターと日販図書館サービスの民間2社、東京都立図書館、早稲田大学図書館、国文学研究資料館が、それぞれ各機関の典拠コントロールについて報告を行った。報告内容の概要は次のとおりである。

- ・ 準拠する目録規則はおおむね共通だが、適用細則レベルで違いが見られる
- ・ 二重典拠の発生防止、同名異人・同名異団体の同定識別、異体字の扱い等に神経を使っている
- ・ 民間機関は書誌データの週次提供を行っているため、書誌データと典拠データを同時に完成させるなどの時間的制約がある
- ・ 典拠コントロールの対象範囲拡大を検討中の機関もある

## <討議>

当館から次の2件の提起を行った後、提起の内容について意見交換を行った。





#### 「国内名称典拠コントロールに関する考え方」の提起

那須雅熙 (国立国会図書館)

各機関からの報告により、典拠の作成状況が明らかになった。また、内藤教授からはナショナル典拠構築の意義について、宮澤研究主幹からは典拠の共同構築システムの考え方について示唆をいただいた。これらを受けて、日本全体で統一のとれた「国の典拠ファイル」の構築に関する当館の考え方を示す。

目的は、①「国の典拠ファイル」の構築（典拠の集中化）、②典拠データの標準化（典拠の共同作成）、③国内外の書誌作成機関の支援、④データベース利用者の利便に資すること、⑤V I A Fへの寄与である。

実現のための枠組みやシステムは今後さらに検討が必要であるが、「国の典拠ファイル」を充実させる意味で多くの書誌作成機関に参加いただくこと、提供については一般公開すること（項目は限定）を想定している。

将来の展望としては、メタデータなどオンライン情報資源の典拠コントロールや、国立国会図書館総合目録ネットワークとの連携、主題アクセスの高度化の実現等も視野に入れていく。なお、当館が図書のメディア変換に際して得た著作権者に関する情報との統合の可能性についても検討する。どれも重い課題であるが、電子図書館サービスの基盤整備のひとつと位置づけ、実現を図っていきたい。

#### 「典拠データにおける個人情報の取扱いについて」の提起

坂本博 (国立国会図書館)

図書館では今日まで、目録における人名識別のために生年・没年を用いてきた。また、一般的に生年月日は、個人を特定する重要な情報とされている。しかしその一方で、昨今の情報環境の変化、プライバシーなど権利意識の普及に伴い、個人情報に対する国民の意識は高まっており社会的にも大きな関心が寄せられている。「国の典拠ファイル」において個人情報を扱う上でのポイントを、次にあげる。



- ①必要以上の個人情報集めない、持たない、目的以外に使用させない。
- ②訂正要求は、本人の意向を尊重する。
- ③識別要素としての個人情報は、書誌情報としてのみ公開する。
- ④典拠作成協力機関に対し、守秘義務を課す。
- ⑤個人情報保護に充分留意した上で、情報提供組織（公共図書館、博物館等）の利用を考慮する。
- ⑥生年以外の識別情報（記号、番号、職業等）を検討する。

## 提起に対する意見交換

提起の内容は、平成15年7月および10月の二度にわたって、会議の参加予定者と意見交換会を開催し、事前に得た意見を参考にして検討してきたものです。ここでは、本会議の意見交換に加え、事前にいただいたおまな意見と当館における当面の見解も含めてご紹介します。

### (1) 全体について

「国の典拠ファイル」を当館が主体となって構築することについては、意義を認め、期待を寄せるとの意見が大勢を占めた。

当館からの提起は、おおむね賛同を得られたものと考えます。

### (2) 対象範囲について

提起において、典拠コントロールの対象とする範囲を名称典拠とし、対象資料群を国内刊行の図書、将来的に他の資料群も含めることとした点については、妥当とする意見があった。また、当初は著者名の個人と団体に限定し地名は対象から外した方がやりやすいのではないかという指摘や、統一タイトルは是非対象にしてほしい、という要望もあった。

当面は当館が提起した範囲・対象で事業の定着を目指すのが、参加機関等の要望を踏まえて、段階的に範囲や対象を広げていくことになろう。

### (3) 国内名称典拠コントロールの枠組み

当館は、初めから書誌作成機関の典拠をすべて統合するのではなく、国立情報学研究所やシェアの高い民間MARCなど効果的なところから始めて、順次参加機関を増やしていくことを考えている。しかし民間会社の立場からは、メリットがないと参加することが難しいという意見もあった。

当館は、参加機関に対して参加に見合う成果を提供できるように努力しなければならない。

### (4) システム構築

データのやりとりに関しプロトコルも含めて考えるとよいという示唆や、当館の任務である「国の典拠ファイル」への登録承認のレスポンスは瞬時に近くなければ機能しないという意見があった。また、典拠参照機能だけでなく典拠にリンクした書誌を参照する機能等が必要であることは、複数の機関から指摘された。

今後システム要件を検討する際の課題ととらえたい。

### (5) 典拠データ

現在、各機関が別々に典拠データを作成・蓄積していることから、それを統合する際に想定される問題点が、数多く指摘された。主な問題点を挙げると、次のとおりである。

- ・規則・基準の統一が必要であり、典拠データを調整する手順が重要である
- ・統合時の作業の困難が想定される
- ・各機関が累積した典拠データの標目形は必ずしも統一されていないが、統合後のデータベースにも、各機関の独自の標目形を残しておくことが望ましい



- ・ 標目以外の情報を含めた共通項目の検討が必要である
- ・ 各機関が標目の訂正に伴い書誌データを訂正するのは、提供先への影響が大きく困難である

データの標準化とその実施方法については、慎重に検討する必要がある。

#### (6) 将来展望

著作権情報と統合する可能性については、著作権管理と典拠の作成・維持では目的が違うので、統合ではなく連携すべきではないかという意見があった。

V I A F 参加に向けた検討は、当館が国立図書館として責任をもって行うべきであるとの指摘があった。

### 会議を終えて——国内名称典拠コントロールの意義

意見交換会と本会議を通じて、各機関の立場や状況に相違があること、実施に伴う問題点があること、そのため今後実施内容をさらに検討し具体化、詳細化する作業が必要であることが明らかになりました。参加者が共通の問題意識をもつことで、「国の典拠ファイル」構築に向けて一歩を踏み出すことができたものと確信しています。

この事業が実現した暁には、次のような多くの成果が共有できるものと考えています。

納本図書館であり全国書誌作成機関である当館において、典拠データが集中的に維持管理されることにより、国内名称典拠コントロールが実現します。これによりOPAC等の検索精度が高まれば、利用者にとって便利になるだけでなく、各種の図書館業務にも資することになります。また、網羅的かつ包括的な典拠データが利用できることで、資料群や媒体を越えた著作の横断的検索の条件も整います。参加する書誌作成機関では、労力を要する典拠作業の効率化が図られ、品質および信頼性の高い典拠の作成・維持管理が可能になります。

ひいては統一的、標準的な日本人著者名等の名称が定着し、国民全体のコミュニケーションに資するのみならず、さらに、海外に向けて統一のとれた「国の典拠ファイル」を提供できれば、書誌情報の国際流通を促進し、日本文化に対する国際理解に資するという大きな成果も期待できます。

会議後に、討議のコーディネーターを務めた内藤教授から、次のような主旨の見解が寄せられました。

「国家書誌調整課題ひいては世界書誌調整課題である「国の典拠ファイル」の構築を巡って討議することができた。この事業は、本当に有意義な国家的、文化的大事業である。応用範囲も極めて広い。今回の会議では、各機関が細部では問題を指摘したが、大枠では事業の意義を認め、協力することを確認し合えたと思う。国立国会図書館の早期の事業化と強力なリーダーシップに期待したい。」

この期待に沿えるように、当館としては、今後関係の方々と実質的な協議を継続し、当館における電子図書館の計画の進捗に合わせて実現を図っていく所存です。

会議内容の詳細については、別途記録集を作成し刊行する予定です。今後とも、当館の書誌サービスや国内の書誌調整のあり方について、ご意見・ご協力をお願い申し上げます。

(書誌調整課)

# 日本全国書誌・JAPAN/MARC 統計

(単位:件)

日本全国書誌収録件数 2003年1～50号(通号2410号～2459号)

収録総件数	158,081		
1号平均	3,162		
1～50号 部編別内訳			
図書の部	133,066	逐次刊行物の部	3,853
官公庁出版物	14,182	視覚障害者用資料の部	293
民間出版物	86,159	電子出版物の部	3,863
児童図書	6,373	地図の部	2,303
国内刊行欧文図書	3,315	音楽録音・映像資料の部	14,642
その他の図書	22,156	国内刊行アジア言語資料の部	61
非図書資料	881		

J/M(M)収録件数 2003年1～50号(通号2410～2459号)

収録総件数	176,063
1号平均	3,521
J P 番号	20334454～20510781

J/M(S)収録件数 2003年12月末現在

累積総件数	121,743
-------	---------

J/M(A)収録件数 2003年12月末現在

累積総件数	706,900
-------	---------

## 問合わせ先

国立国会図書館  
書誌部書誌調整課総括係

(ホームページアドレス <http://www.ndl.go.jp>)  
電話 03(3581)2331 内線(25111)

全国書誌通信 (不定期刊)

No.117 2004年3月15日発行

編集・発行 国立国会図書館書誌部書誌調整課  
〒100-8924 東京都千代田区永田町1-10-1

\*この刊行物は再生紙を使用しております